

衆議院議員総選挙報道関係資料

平成 2 9 年

総務省自治行政局選挙部

目 次

1	選挙制度の基本、選挙区及び定数	1
2	選挙事務の管理	3
3	有権者	4
4	投票の心得	6
5	共通投票所	9
6	期日前投票	10
7	不在者投票	12
8	在外投票	18
9	候補者の届出	20
10	投票立会人・開票立会人・選挙立会人	23
11	開票・当選に必要な票数	25
12	当選人	26
13	選挙運動期間	28
14	事前運動	29
15	選挙事務所	31
16	選挙運動員	32
17	戸別訪問の禁止	34
18	人気投票の公表の禁止	35
19	選挙運動用自動車・船舶・拡声機	36
20	選挙運動用通常葉書	37
21	選挙運動用ビラ	38
22	選挙運動用パンフレット・書籍	40
23	選挙運動用ポスター	41
24	インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁等	44
25	新聞広告	47
26	政見放送と経歴放送	49
27	個人演説会・政党演説会・政党等演説会	53
28	街頭演説・連呼行為	56
29	選挙公報	58
30	第三者の選挙運動	59
31	「わたる」規定	60
32	法定選挙費用	61
33	出納責任者	63
34	個人献金に対する税制上の優遇措置	64
35	選挙運動期間以外の期間についての候補者等及び後援団体の政治活動用文書 図画の掲示の制限	65

36	政党その他の政治活動を行う団体の衆議院の選挙における政治活動	67
37	国外における選挙運動・政治活動	69
38	買 収	70
39	連 座 制	72
40	総選挙後の政党交付金の再算定	76

1 選挙制度の基本、選挙区及び定数

衆議院議員の選挙制度は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選ぶ、小選挙区比例代表並立制である。

衆議院議員の総定数は、今回の総選挙から465人で、うち小選挙区選出議員は289人、比例代表選出議員は176人とされている。この総定数は、我が国に男子普通選挙が導入された大正14年以降、最も少ない数である。

小選挙区選挙については、全国289の小選挙区で行われる。また、比例代表選挙は、全国11の選挙区（ブロック）で行われる。

小選挙区選挙の選挙区は、公職選挙法別表第一で定められており、各選挙区において選挙すべき議員の数は1人である。

なお、小選挙区選挙については、いわゆる「0増6減」の区割り改定により、今回の総選挙から青森県、岩手県及び奈良県の小選挙区の数が増え、三重県、熊本県及び鹿児島県の小選挙区の数が増えた。

比例代表選挙の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおり、公職選挙法別表第二で定められており、今回の総選挙から東北選挙区の数が増え、北関東選挙区の数が増え、近畿選挙区の数が増え、九州選挙区の数が増えた。

選挙区	都 道 府 県	議員数
北海道	北海道	8人
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	13人
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県	19人
南関東	千葉県、神奈川県、山梨県	22人
東京都	東京都	17人
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県	11人
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	21人
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	28人
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	11人
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	6人
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	20人

衆議院議員定数の変遷

法 律	総定数	選挙区制	選挙区数	投票方法	備 考
明治22年 法律第3号	300	小選挙区制	257 (うち2人区43)	記名 (2人区は連記投票)	衆議院議員選挙法制定 25歳以上男子制限選挙 納税要件：直接国税15円以上
明治33年 法律第73号	369	大選挙区制	97	単記無記名	納税要件：直接国税10円以上 被選挙権の納税要件廃止
明治35年 法律第38号	381	同上	109	同上	同上
大正8年 法律第60号	464	小選挙区制	374 (うち2人区68、 3人区11)	同上 (2人区、3人区でも 単記投票)	納税要件：直接国税3円以上
大正14年 法律第47号	466	中選挙区制	122	同上	25歳以上男子普通選挙
昭和20年 法律第42号	468	大選挙区制	54	制限連記	20歳以上完全普通選挙（婦人 参政権） 沖縄県定数2を含む
昭和22年 法律第43号	466	中選挙区制	117	単記無記名	
昭和25年 法律第100号	466	同上	117	同上	公職選挙法制定
昭和28年 法律第267号	467	同上	118	同上	奄美群島の復帰に伴う法令の 適用の暫定措置等に関する法 律により1増
昭和39年 法律第132号	486	同上	123	同上	定数は正19増 奄美復帰法による定数1を公 職選挙法附則に規定
昭和45年 法律第49号	491	同上	124	同上	沖縄住民の国政参加特別措置 法により5増
昭和46年 法律第130号	491	同上	124	同上	沖縄の復帰に伴う関係法令の 改廃に関する法律による公職 選挙法本則定数の改正
昭和50年 法律第63号	511	同上	130	同上	定数は正20増
昭和61年 法律第67号	512	同上	130	同上	定数は正1増（8増7減）
平成4年 法律第97号	511	同上	129	同上	定数は正1減（9増10減）
平成6年 法律第2号	500	小選挙区比例 代表並立制	小選挙区 300 比例選挙区 11	記号式2票制	小選挙区 300人 比例代表 200人
平成7年 法律第135号	500	同上	同上	自署式2票制	同上
平成12年 法律第1号	480	同上	同上	同上	小選挙区 300人 比例代表 180人（比例20減）
平成24年 法律第95号 (平成25年7月施行)	475	同上	小選挙区 295 比例選挙区 11	同上	小選挙区 295人（0増5減） 比例代表 180人
平成28年 法律第49号 (平成29年7月施行)	465	同上	小選挙区 289 比例選挙区 11	同上	小選挙区 289人（0増6減） 比例代表 176人（0増4減）

2 選挙事務の管理

衆議院議員総選挙に関する事務は、比例代表選挙については中央選挙管理会が、小選挙区選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理することとされているが、法令で個別に定められた事務、例えば、選挙公報の発行などについては都道府県の選挙管理委員会が、選挙人名簿の調製、選挙公報の配布などについては市町村の選挙管理委員会が担当する。総選挙に関する事務が円滑に執行されるよう、比例代表選挙については中央選挙管理会が、小選挙区選挙については総務大臣が、都道府県の選挙管理委員会に対して必要な技術的助言等を行う。また、都道府県の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会に対して必要な技術的助言等を行う。

立候補届出の受理、投票、開票、選挙会による当選人の決定などの事務は、選挙長、投票管理者、開票管理者等が管理執行することとされているが、これらの者の選任及び準備事務などは選挙管理委員会（中央選挙管理会を含む。）が行うので、事実上はこれらの者と選挙管理委員会が一体となってこれらの選挙事務の管理執行を行うことになる。

3 有権者

衆議院議員選挙の選挙権を有するのは、年齢満18年以上の日本国民で、欠格条項に該当しない者である。

欠格条項に該当するのは、一般犯罪により禁錮以上の刑に処せられその執行がまだ終わらないか、受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ実刑期間とその後の5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者、選挙犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている者及び政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている者等である。

さらに、実際に選挙権を行使するには、選挙当日に選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要である。

したがって、今回の衆議院議員総選挙で投票できる者は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿にすでに登録されている者及び今回の衆議院議員総選挙に際して行われる登録で選挙人名簿に登録される者で、選挙の当日引き続き登録されており、かつ、選挙当日、衆議院議員選挙の選挙権を有している者でなければならない。

なお、過去の衆議院議員総選挙の有権者数等の推移を見ると、次表のとおりである。

有権者数、投票者数及び投票率の推移

区 分	当 日 有 権 者 数			投 票 者 数			投 票 率 (%)			男女投票率の差 (%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	
第22回 (昭21. 4. 10)	16,320,752	20,557,668	36,878,420	12,814,875	13,767,300	26,582,175	78.52	66.97	72.08	11.55
第23回 (昭22. 4. 15)	19,577,766	21,329,727	40,907,493	14,658,498	13,139,250	27,797,748	74.87	61.60	67.95	13.27
第24回 (昭24. 1. 23)	20,060,522	22,044,778	42,105,300	16,196,844	14,979,051	31,175,895	80.74	67.95	74.04	12.79
第25回 (昭27. 10. 1)	22,312,761	24,459,823	46,772,584	17,953,553	17,796,170	35,749,723	80.46	72.76	76.43	7.70
第26回 (昭28. 4. 19)	22,480,590	24,609,577	47,090,167	17,613,338	17,334,670	34,948,008	78.35	70.44	74.22	7.91
第27回 (昭30. 2. 27)	23,556,833	25,678,542	49,235,375	18,833,345	18,504,676	37,338,021	79.95	72.06	75.84	7.89
第28回 (昭33. 5. 22)	24,883,410	27,130,119	52,013,529	19,854,992	20,190,119	40,045,111	79.79	74.42	76.99	5.37
第29回 (昭35. 11. 20)	25,962,162	28,350,831	54,312,993	19,730,514	20,192,955	39,923,469	76.00	71.23	73.51	4.77
第30回 (昭38. 11. 21)	27,884,141	30,397,537	58,281,678	20,177,836	21,284,715	41,462,551	72.36	70.02	71.14	2.34
第31回 (昭42. 1. 29)	30,244,616	32,748,180	62,992,796	22,609,316	23,996,724	46,606,040	74.75	73.28	73.99	1.47
第32回 (昭44. 12. 27)	33,461,344	35,799,080	69,260,424	22,703,951	24,745,758	47,449,709	67.85	69.12	68.51	△1.27
第33回 (昭47. 12. 10)	35,671,086	38,098,550	73,769,636	25,329,778	27,605,535	52,935,313	71.01	72.46	71.76	△1.45
第34回 (昭51. 12. 5)	37,724,016	40,202,572	77,926,588	27,467,715	29,768,907	57,236,622	72.81	74.05	73.45	△1.24
第35回 (昭54. 10. 7)	38,802,159	41,367,765	80,169,924	26,159,400	28,362,613	54,522,013	67.42	68.56	68.01	△1.14
第36回 (昭55. 6. 22)	39,171,128	41,753,906	80,925,034	28,877,744	31,464,585	60,342,329	73.72	75.36	74.57	△1.64
第37回 (昭58. 12. 18)	40,804,170	43,448,438	84,252,608	27,567,231	29,673,598	57,240,829	67.56	68.30	67.94	△0.74
第38回 (昭61. 7. 6)	41,842,106	44,584,739	86,426,845	29,376,899	32,330,755	61,707,654	70.21	72.52	71.40	△2.31
第39回 (平 2. 2. 18)	43,767,870	46,555,038	90,322,908	31,481,555	34,734,351	66,215,906	71.93	74.61	73.31	△2.68
第40回 (平 5. 7. 18)	45,828,222	48,649,594	94,477,816	30,423,978	33,123,841	63,547,819	66.39	68.09	67.26	△1.70
第41回 (平 8. 10. 20)	小選挙区			27,970,063	30,292,867	58,262,930	59.03	60.23	59.65	△1.20
	比例代表	47,385,036	50,295,683	97,680,719	27,960,034	30,279,380	58,239,414	59.01	60.20	59.62
第42回 (平12. 6. 25)	小選挙区	48,698,037	51,735,761	100,433,798	30,202,109	32,562,130	62.02	62.94	62.49	△0.92
	比例代表	48,730,875	51,761,453	100,492,328	30,200,236	32,557,592	61.97	62.90	62.45	△0.93
第43回 (平15. 11. 9)	小選挙区	49,506,427	52,726,517	102,232,944	29,544,756	31,651,662	59.68	60.03	59.86	△0.35
	比例代表	49,544,980	52,761,704	102,306,684	29,543,871	31,649,345	59.63	59.99	59.81	△0.36
第44回 (平17. 9. 11)	小選挙区	49,831,245	53,153,968	102,985,213	33,288,553	36,238,071	66.80	68.18	67.51	△1.38
	比例代表	49,873,719	53,194,247	103,067,966	33,292,027	36,240,159	66.75	68.13	67.46	△1.38
第45回 (平21. 8. 30)	小選挙区	50,239,815	53,709,626	103,949,441	34,895,123	37,124,532	69.46	69.12	69.28	0.34
	比例代表	50,239,815	53,709,626	103,949,441	34,886,851	37,116,687	69.44	69.11	69.27	0.33
第46回 (平24. 12. 16)	小選挙区	50,204,503	53,755,363	103,959,866	30,193,957	31,475,518	60.14	58.55	59.32	1.59
	比例代表	50,204,503	53,755,363	103,959,866	30,190,423	31,472,526	60.13	58.55	59.31	1.58
第47回 (平26. 12. 14)	小選挙区	50,180,629	53,782,155	103,962,784	26,927,459	27,815,628	53.66	51.72	52.66	1.94
	比例代表	50,180,630	53,782,155	103,962,785	26,923,264	27,812,523	53.65	51.71	52.65	1.94

4 投票の心得

1 投票のできる人

今度の選挙で投票をすることができるのは、

ア 投票日に選挙権があること

イ 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていること

という二つの条件を備えている人である。選挙人名簿は、必ずしも、自分の住んでいる市町村（東京都区部の場合は特別区、指定都市の場合は行政区。以下同じ。）のものに限られない。他の市町村に住所を移して、まだその市町村の選挙人名簿に登録されていない人や、同じ市町村の中であっても選挙期日前一定期間内に他の投票区の区域内に住所を移した人などは、投票日には現在の住所地では投票できないが、以前に住んでいたところの選挙人名簿に登録されていれば（他の市町村に住所を移した場合、転出後4か月間は選挙人名簿から抹消されない。また、平成28年2月に成立した「公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第8号）」により、他の市町村に住所を移したが、転出元の市町村で居住していた間は選挙人名簿に登録されたことがなく、転出先の市町村でもまだ選挙人名簿に登録されていない者について、転出元の市町村に3か月以上の居住実績があれば、転出4か月後までは転出元市町村の選挙人名簿に登録されることとなった。）、そこに行って投票することができる。また、場合によっては、現在の住所地の選挙管理委員会等で不在者投票の方法によって投票日前に投票することもできるから、最寄りの選挙管理委員会に問い合わせるとよい。

また、在外選挙人名簿に登録されている者は、在外投票（7 「在外投票」参照）ができる。

2 投票所

投票は、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所で行うこととされており、普通は自分の住んでいる家のある投票区の投票所で投票することとなる。また、平成28年4月に成立した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第24号）により、市町村の選挙管理委員会が共通投票所を設ける場合には、当該共通投票所においても投票ができることとなった。一方、前述したように他の市町村に住所を移して、まだその市町村の選挙人名簿に登録されていない人や、同じ市町村の中であっても選挙期日前一定期間内に他の投票区の区域内に住所を移した人などは、元の住所地の投票所まで行かなければならない。市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示後、できるだけ速やかに当該市町村の選挙人名簿に登録されている人に投票所入場券を交付するように努めなければならないこととされているが、この入場券には、投票所の名前と場所が書いてあるので、これによって自分がどの投票所に行けばよいかを確かめることができる。

投票所に入ることができる子供については、前述の改正法により、従来の「幼児そ

の他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者」から範囲が拡大され、「幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者」であれば、混雑等で投票所の秩序を保持できなくなるおそれがない限り、選挙人とともに投票所に入ることができる。

3 投票できる時間

投票所は選挙当日午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、投票開始時刻の繰り上げ、繰り下げや投票所の閉鎖時刻の繰り上げを実施しているところがあるので注意を要する。投票所の閉鎖時刻を過ぎた後は、どんな理由があっても、投票所に入ることはできないので、時間に多少の余裕を見て投票に出かけることが必要である。

4 投票に出かける際の準備

投票所入場券の交付を受けた人は、これを忘れずに持参していただきたい。持参しないと投票に手間取ることがある。しかし、入場券をなくした場合や交付漏れの場合でも（選挙人名簿に登録されている本人と確認できれば）投票できるため、棄権をすることのないようにしてほしい。

5 投票用紙

投票用紙は、小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査、それぞれについて別の色のものが用いられる。今回は小選挙区選挙はピンク色、比例代表選挙はあさぎ色、最高裁判所裁判官国民審査はうぐいす色の投票用紙が用いられることとなった投票する場合は、これらの投票用紙を相互にとり違えないように注意しなければならない。これをとり違えた投票は無効となる。

6 投票の記載

(1) 小選挙区選挙

候補者一人の氏名を書き、それ以外のことを書くとその投票は無効となる。

(ただし、候補者の職業、身分、住所又は敬称などを書いても無効とはならない。)

姓や名が同じ候補者がいる場合もあるので、投票したい候補者の氏名を正確に書くよう心掛けたい。

(2) 比例代表選挙

衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を一つ書き、それ以外のことを書くとその投票は無効となる。

(ただし、衆議院名簿届出政党等の本部の所在地、代表者の氏名又は敬称などを書いても無効とはならない。)

7 点字投票

盲人である選挙人は、点字を用いて投票することができる。

具体的には、盲人である選挙人は、点字投票をしようとする場合、投票管理者にその旨を申し立て、投票管理者から交付された点字用投票用紙に点字器を用いて記載し投票することとなる。

8 代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載すること

ができない選挙人については、その者に代わって代理者が投票用紙に記載する代理投票が認められている。

具体的には、選挙人から申請を受けた投票管理者は、選挙人に代理投票事由があると認めるときは、投票立会人の意見を聴き、投票所の事務に従事する者のうちから投票補助者2人を定め、その1人に選挙人の指示する候補者の氏名等を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせる事となる。

5 共通投票所

平成28年4月に成立した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第24号）により、市町村の選挙管理委員会は、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとされた。これにより、選挙人は、選挙の当日、決められた投票区の投票所に加え、共通投票所に出向いて投票をすることができるようになる。

1 共通投票所における投票時間

共通投票所における投票時間は、原則として午前7時から午後8時までであるが、市町村の選挙管理委員会の判断により、午前5時から午後8時までの間で、自由に開始時刻や終了時刻の繰上げや繰下げを行うことが可能である。

2 共通投票所における投票の手続

通常の投票所における投票の手続と同様である。

6 期日前投票

選挙人は選挙期日に投票するのが原則であるが、その例外として期日前投票制度がある。これは、選挙当日、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人のために、選挙期日前に、選挙期日における投票と同様に投票用紙を直接投票箱に入れて投票することができる制度である。

1 期日前投票を行うことができる者

(1) 期日前投票の事由（カは、今回から追加された。）

期日前投票は、選挙人が、選挙の当日、次の六つの事由のいずれかに該当すると見込まれる場合に行うことができる。

ア 職務若しくは業務又は冠婚葬祭の主宰をする者等が当該冠婚葬祭において行うべき用務に従事すること。

イ 私用を含む用事又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

ウ 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥^{じょく}にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

エ 交通至難の島等の地域（総務省令で指定している。）に居住していること又はその地域に滞在をすること。

オ その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

カ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

(2) 選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れて投票することが可能となる。期日前投票を行った後に、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われる。

2 期日前投票の期間・投票時間

期日前投票を行うことができる期間は、選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間である。

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、開始時刻の2時間以内の繰上げ又は終了時刻の2時間以内の繰下げが可能となっており、また、期日前投票所が2以上設けられる場合には、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いていればよいものとされていることから、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがある。

3 期日前投票を行う場所

期日前投票は、各市町村に1か所以上設けられる期日前投票所において行われる。

4 期日前投票の手続

期日前投票をしようとする選挙人は、選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までに、自分が選挙人名簿に登録されている市町村の期日前投票所に向いて期日前投票をすることができる。

選挙人は、選挙の当日自らが、上の1の(1)のアからカのうち、該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

宣誓書の提出が義務付けられているほかは、選挙期日の投票所における投票の手続と同じである。

7 不在者投票

選挙人は、選挙の当日、自分で投票所へ行って投票するのが原則であるが、その例外として、期日前投票のほかには不在者投票の制度がある。これは、選挙の当日、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前に投票する方途を開こうとする制度である。

1 不在者投票の事由

(1) 通常的不在者投票

通常的不在者投票は、選挙人が、選挙の当日、「6 期日前投票」の1(1)に掲げる六つの事由のいずれかに該当すると見込まれる場合に行うことができる。

(2) 郵便等による不在者投票

次に掲げる身体に重度の障害がある選挙人は、通常的不在者投票に加え、郵便（信書便を含む。以下「郵便等」という。）による不在者投票を行うことができる。

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その者が交付を受けた身体障害者手帳に両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害の程度が一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害の程度が一級から三級までである者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて都道府県知事等が証明した者

イ 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その者が交付を受けた戦傷病者手帳に両下肢若しくは体幹の障害の程度が特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害の程度が特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて都道府県知事が証明した者

ウ 介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者

2 通常的不在者投票の手続

(1) 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書

選挙人名簿に登録され、選挙権を有し、選挙の当日、上の1の(1)の不在者投票事由に該当すると見込まれる者は、不在者投票のための投票用紙等の交付を請求し、不在者投票をすることができるが、投票用紙等を請求する場合には、選挙の当日自らが、「6期日前投票」の1の(1)のアからカのうち、該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

(2) 他市町村の選挙管理委員会で投票する場合の手続

他の市町村に住所を移して間もない場合や自分が選挙人名簿に登録されていない

市町村に旅行中・滞在中の場合には、選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、その市町村の選挙管理委員会で投票することができる。

この場合、不在者投票をしようとする選挙人は、まず自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付を請求しなければならない。請求は選挙期日の公示前に行ってもよく、自分自身で請求に出向いても、郵便等によって請求してもよい。

注意を要するのは、この請求の際に転入先、旅行先・滞在先等の他市町村で投票する旨を述べること、先に述べた宣誓書を忘れないことである。特に郵便等によって請求する場合は、口頭による補足説明や即座の書類訂正ができないため、記入漏れがないようにしなければならない。

請求を受けた委員長は、投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書を交付するが、交付を受けた選挙人は、これらを持って最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向き、その場で投票を行う。なお、不在者投票証明書は封筒に入れられ封をされているが、選挙人は決してこの証明書の封筒を開封してはならない。

投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長へ、更に投票所の投票管理者へと送られる。

このように、この手続では請求から始まり、何度か郵便等によるやりとりが行われることになるので、十分な日時の余裕をみて早めに手続を進める必要がある。

(3) 自分の市町村の選挙管理委員会で投票する場合の手続

自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会における不在者投票は、平成15年12月に施行された公職選挙法改正により、原則として期日前投票に移行した。

ただし、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者等については、例外的に、登録されている市町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができる。

(4) 入院中の病院等で投票する場合の手続

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院に入院中の選挙人、都道府県の選挙管理委員会が指定した老人ホーム等の施設に入っている選挙人、刑事施設等に収容されている選挙人などは、その病院施設等の長、つまり院長や老人ホームの長などを不在者投票管理者として、不在者投票をすることができる。この場合、選挙人が申し出れば、病院施設等の長が選挙人に代わって投票用紙等の請求も行ってくれる。

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされている。

(5) 船員の不在者投票の特例

船員（「実習生」を含む。以下同じ。）で不在者投票事由に該当する者については、一般の選挙人と同様に不在者投票ができるほか、船員という職業の特殊性から、次のような特例が設けられている。

ア 投票用紙等の請求の特例

船員は、自分が選挙人名簿に登録されている市町村以外のいわゆる指定港のある市町村の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付を請求し、その場で不在者投票を行うことができる。この場合、あらかじめ自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に申請して交付された「選挙人名簿登録証明書」及び船員手帳又は船員手帳に準ずる文書（船長による代理請求の場合は船員手帳及び船員手帳に準ずる文書は不要）を提示することが必要である。

イ 船舶内投票

一定規模以上の船舶に乗船中の船員は、当該船舶の船長を不在者投票管理者として、船舶内で不在者投票をすることができる。なお、船長は、船員から依頼があったときは、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の請求を行うことができるが、この場合においては、「選挙人名簿登録証明書」の提示が必要である。

3 郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人は、選挙の期日前4日までに、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、自らが署名した請求書により、あらかじめ自分が選挙人名簿に登録されている市町村に申請して交付された「郵便等投票証明書」を提示して、投票用紙と投票用封筒の交付を請求する。この請求は、選挙の期日の公示前でも行うことができるので、選挙の日程がほぼ定まったらなるべく早い時期に行うのがよい。

委員長は、その選挙人が郵便等による不在者投票をすることができる選挙人に該当すると認めるときは、直ちに（選挙の期日の公示以前に請求を受けた場合は、公示の日以前において市町村の選挙管理委員会が定める日以後直ちに）投票用紙等をその選挙人に、郵便等をもって発送する。なお、投票の郵送に要する経費は、公費で負担することとされているため、投票用紙等とともに速達郵便料362円相当の切手が同封される。

投票用紙等の交付を受けた選挙人は、その現在する場所において、投票の記載をし、自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票所にその閉じる時刻までに送致ができるように、郵送しなければならない。

4 代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)又は(2)に該当する選挙人は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができる。

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その者が交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて都道府県知事等が証明した者
- (2) 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その者が交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて都道府県知事が証明した者

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書¹の交付申請に加えて、あらかじめ次のア及びイの手続きを行っておく必要がある。

ア 郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けること。

イ 選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ること。

投票用紙と投票用封筒の交付を請求する場合には、選挙人の署名に代えて、代理記載人が請求書に署名する。また、投票用紙等の交付を受けた場合には、代理記載人が、投票用紙に選挙人が指示する候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名をしなければならないこととされている。

5 国外不在者投票の手続

特定国外派遣組織に属する選挙人（隊員）は、特定国外派遣組織の長（隊長）を不在者投票管理者として、国外において不在者投票を行うことができる。

隊員は自ら投票用紙等の交付を請求するのではなく、選挙の期日前5日までに隊長に対して国外不在者投票を行う旨の申出を行い、これを受けた隊長が選挙期日前3日までに隊員が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することとなる。

なお、特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有し、国外の特定の施設又は区域に滞在している組織であって、当該組織において不在者投票が適正に実施されるものとして政令で定めるものである、これらの要件に一般的に適合し、特定国外派遣組織となりうる組織は政令で定められているが、これらのうち実際に派遣される際に、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間及び当該組織の活動内容に照らして国外不在者投票が適正に実施されると認められるものとして、総務大臣が関係大臣と協議して指定するものをいう。

6 洋上投票の手続

(1) 通常洋上投票の手続について

遠洋区域を航行区域とする船舶等（指定船舶等）に乗って、日本国外の区域を航海しようとする船員は、ファクシミリ装置を用いて投票を送信する方法による不在者投票を行うことができる。洋上投票を行う旨の申出を船員から受けた指定船舶等の船長は、出航前に（選挙の公示前においても）、船員の不在者投票に関し投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村（指定市町村）の選挙管理委員会の委員長から投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けることができる。なお、この場合においては、当該船員の「選挙人名簿登録証明書」及び「選挙人名簿登録証明書」、「船舶検査証書」等の総務省令で定める乗船する船舶の区分に応じ必要とされる書面及び「海員名簿の写し」等の当該指定船舶に乗る日本人船員が二人以下であると見込まれること証する書面の提示が必要である。

船長は交付を受けた投票送信用紙等を保管しておき、選挙の期日の公示の日の翌日以降、船員は船長に投票送信用紙等を請求して、船内で投票の記載を行い、ファ

クシミリ装置を用いて指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送信する方法により投票することができる。

投票は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長から船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、投票管理者に送られる。

(2) 洋上特別投票の手続について

指定船舶等に乗る日本人船員が2人以下である場合における当該船員については、(1)による手続で投票することができず、洋上特別投票において投票をすることになる。洋上特別投票を行おうとする船員は、出航前に（選挙の公示前においても）、船員の不在者投票に関し投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村（指定市町村）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求し、投票送信用紙、投票送信用紙用封筒及び確認書の交付を受けることができる。なお、この場合において当該船員は、「選挙人名簿登録証明書」、「船舶検査証書」等の総務省令で定める乗船する船舶の区分に応じ必要とされる書面及び「海員名簿の写し」等の当該指定船舶に乗る日本人船員が二人以下であると見込まれること証する書面の提示が必要である。

交付を受けた船員は、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、投票送信用紙等の交付を受けた指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、当該選挙管理委員会の委員長から当該確認書をファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならない。確認を受けた船員は、選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、当該船員の現在する場所で投票の記載を行い、ファクシミリ装置を用いて当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送信する方法により投票することができる。

投票は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長から船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、投票管理者に送られる。

7 南極投票の手続

南極地域における科学的調査の業務を行う組織（南極観測隊）に属する選挙人（隊員）は、南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設（昭和基地）又は本邦と昭和基地の間で南極観測隊を輸送する船舶において、ファクシミリ装置を用いて投票を送信する方法による不在者投票を行うことができる。

南極投票を行う旨の申出を隊員から受けた隊長は、出国前に（選挙の公示前においても）、南極投票指定市町村（東京都中央区又は港区）の選挙管理委員会の委員長から投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けることができる。なお、この場合においては、隊員の「南極選挙人証」（あらかじめ隊員は自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に請求し、交付を受ける。）の提示が必要である。

投票の方法は、6(1)の通常洋上投票と同様である。

8 不在者投票の制度は、選挙当日投票主義の例外の措置であるため、投票の秘密を保持し、選挙の自由公正を確保するための細かい手続規定が定められているから、不

在者投票をしようとする場合には、選挙管理委員会と十分連絡をとり、手続に誤りのないようにし、せつかくの投票が無効とならないよう注意することが必要である。

8 在外投票

1 在外投票ができる者及び投票できる選挙

在外選挙人名簿に登録されている者（以下「在外選挙人」という。）は、在外投票を行うことができる。帰国後国内に住所を有している場合にあっても、国内に住民票が作成されてから4か月間は在外選挙人名簿からは抹消されないため、引き続き3か月以上住所を有することにより、選挙人名簿に登録されるまでは、在外投票ができる。

2 在外投票の方法

在外選挙人が行うことができる在外投票には、

- ① 「在外公館投票」 在外選挙人自らが投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館等）に出向いて投票を行う方法
- ② 「郵便等投票」 在外選挙人が投票用紙等を郵送することによって投票を行う方法
- ③ 「日本国内における投票」 在外選挙人が日本国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票を行う方法

がある。

3 在外投票の手続

(1) 在外公館投票

在外選挙人は、在外公館に出向いて、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の6日前（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ総務大臣と外務大臣が協議して指定する日）まで投票を行うことができる。

なお、在外選挙人は、自分の住所を管轄している在外公館のみならず、世界中のどの投票記載場所を設置している在外公館においても在外公館投票を行うことができる。

在外選挙人は在外公館の長に対して、在外選挙人証（あらかじめ在外選挙人名簿の登録を国外転出前の最終住所地の市町村の選挙管理委員会に在外公館を通じて申請し、登録された後、当該選挙管理委員会から交付を受ける。）及び旅券等を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、投票の記載をして在外公館の長に提出する。投票は、在外公館の長から外務大臣を経由して当該在外選挙人の登録されている在外選挙人名簿の属する市町村（以下「登録地」という。）の選挙管理委員会の委員長へ、更に指定在外選挙投票区の投票管理者へと送られる。

(2) 郵便等投票

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに、登録地の選挙管理委員会の委員長に対して、自らが署名をした申請書により、在外選挙人証を提示して投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する。

委員長は、直ちに（選挙の期日の公示の日以前に請求を受けた場合には、衆議院議員の任期の満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散のいずれか早い日（今回の衆議院議員総選挙については、平成29年9月28日が解散の日であるので、同日）以降直ちに）投票用紙等を郵便等をもって発送する。

投票用紙等の交付を受けた在外選挙人は、選挙の期日の公示があった日の翌日以降、投票の記載をし、登録地の選挙管理委員会の委員長に対し、指定在外選挙投票区の投票所にその閉じる時刻までに送致ができるように、郵送しなければならない。

(3) 日本国内における投票

在外選挙人は、投票期間中に一時的に日本国内に滞在する場合、帰国後間もないため日本国内の選挙人名簿に登録されていない場合などに、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票を行うことができる。

ア 選挙当日の投票手続

在外選挙人は指定在外選挙投票区の投票所又は市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所へ行き、在外選挙人証を提示して、投票をすることができる。

イ 期日前投票の手続

在外選挙人は、選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日まで、登録地の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、在外選挙人証を提示して、投票をすることができる。

ウ 不在者投票の手続

在外選挙人は、登録地以外の市町村の選挙管理委員会の委員長が管理する投票を記載する場所においても、選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日まで投票を行うことができる。

在外選挙人は、選挙の期日の前日までに、登録地の選挙管理委員会の委員長に対して、在外選挙人証を提示して、直接に、又は郵便等をもって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する。

投票用紙等の交付を受けた在外選挙人は、登録地以外の選挙管理委員会の委員長に在外選挙人証とともに、その投票用紙等を提示して、投票をすることができる。当該投票は登録地の選挙管理委員会の委員長に送付され、更に指定在外選挙投票区の投票管理者に送られることになる。

9 候補者の届出

- 1 候補者の届出は、選挙期日の公示の日の午前8時30分から午後5時までに、選挙長が指定した場所において、選挙長に対してしなければならない。午後5時を過ぎてからは受理されない。
- 2 日本国民で、選挙期日現在で年齢が満25年以上の者は、次の者を除いて誰でも候補者となることができる。
 - (1) 犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行がまだ終わらないか、受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く。）
 - (2) 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、実刑期間とその後の10年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
 - (3) 選挙犯罪により被選挙権を停止されている者
 - (4) 政治資金規正法に定める犯罪により被選挙権を停止されている者
 - (5) 連座制により当該選挙区において立候補が制限されている者
 - (6) 現に他の選挙に立候補している者
 - (7) 当該小選挙区選挙において、他の政党その他の政治団体が届け出ている者
 - (8) 当該比例代表選挙において、他の衆議院名簿に登載されている者
 - (9) 投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長（その関係区域内に限る。）
- 3 国家公務員や地方公務員は、特定の職を除いて、原則的には、立候補と同時にその職を失うこととされており、また、候補者となっている間に公職に就いた場合は、立候補を辞退したとみなされることとされている。
- 4 立候補の届出方法は以下のとおりである。
 - (1) 小選挙区選挙における届出
 - ア 政党による届出
小選挙区選挙への候補者の届出ができる政党その他の政治団体（①所属国会議員が5名以上、②直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選挙若しくは比例代表選挙において有効投票の2%以上の得票、のいずれかに該当するもの）が届け出るもの
 - イ 本人届出
候補者となろうとする者が本人名義をもって届け出るもの
 - ウ 推薦届出
候補者としようとする者を当該選挙の選挙区内の選挙人名簿に登録されている推薦者が届け出るもの
 - (2) 比例代表選挙における衆議院名簿による届出
衆議院名簿による立候補の届出ができる政党その他の政治団体（①所属国会議員が5名以上、②直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表

選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選挙若しくは比例代表選挙において有効投票の2%以上の得票、③衆議院名簿登載者の数が当該選挙区における議員の定数の2割以上、のいずれかに該当するもの)が届け出るもの。

また、衆議院議員総選挙においては、上記①又は②の要件を満たす政党その他の政治団体が、当該政党その他の政治団体の届出に係る小選挙区選挙の候補者を、同時に行われる比例代表選挙の当該政党その他の政治団体の衆議院名簿登載者とする、いわゆる重複立候補の制度が認められている。

なお、2人以上の重複立候補者の当選人となるべき順位は、同一のものとする事ができることとされており、この場合、当選人となるべき順位は、小選挙区選挙の結果、いわゆる惜敗率によって定められる。

5 届出の方法

(1) 小選挙区選挙における政党による届出の方法

政党による候補者の届出書に必要事項(政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業等)を記入し選挙長に提出する。

(2) 本人届出の方法

立候補届出書に必要事項(氏名、本籍、住所、生年月日、職業等)を記入し選挙長に提出する。

(3) 推薦届出の方法

本人届出の方法とほとんど同じであるが、異なる点としては、届出名義人は推薦人であり、また、供託証明書もその推薦人名義のものでなければならないことがある。

(4) 比例代表選挙における衆議院名簿による届出の方法

衆議院名簿による候補者の届出書に必要事項(例えば、政党その他の政治団体の名称(名称保護の届出を行い当該名称が告示されている政党その他の政治団体は当該名称を用いなければならない、他方、それ以外の政党その他の政治団体は告示され保護を受けている名称及びこれに類似する名称を用いてはならない。略称についても同様である。)、一の略称(20字以内)、候補者(衆議院名簿登載者)の氏名及び当選人となるべき順位)を記入し選挙長に提出する。

6 立候補の届出にあたっては、届出書の記載事項に不備があったり、添付書類が欠けていたりすると届出が受理されない。また、郵便等による届出はできない。

7 立候補の届出後に、候補者が被選挙権を失ったり、他の選挙に立候補していることを選挙長が知った場合においては、小選挙区選挙の候補者にあつては当該届出が却下され、衆議院名簿登載者にあつては当該衆議院名簿から抹消されることになる。

8 立候補の届出は必ず戸籍簿に記載された氏名でなければならないが、候補者又は衆議院名簿登載者に戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用しているもの(以下「通称」という。)がある場合において、小選挙区選挙にあつては候補者届出政党又は候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)が、比例代表選挙にあつては衆議院名簿届出政党等が、立候補の届出時に「通称認定申請

書」を提出して通称使用の申請を行い、その呼称が戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足る資料を提示して説明し、選挙長から通称として認定を受けたときは、新聞広告、政見放送、選挙公報等にその通称が使用されることとなる。

10 投票立会人・開票立会人・選挙立会人

1 投票立会人

投票立会人は、投票管理者の管理のもとに行われる投票が、選挙権のない者が投票したり、替玉投票が行われたり、投票の秘密が侵害されたりすることのないように投票の執行状況を監視するための機関である。

(1) 投票所及び共通投票所における投票立会人

投票所及び共通投票所における投票立会人は、市町村の選挙管理委員会によって、各投票区ごとに、その投票区における選挙人名簿に登録されている者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）の中から2人以上5人以内が選任されることとされている。なお、交替制を採ることも認められている。

この場合、同一の政党その他の政治団体に所属する者を2人以上選任してはならないとされている。

また、投票開始時刻になっても参会する者が2人に達しなかったり、投票進行中に2人に達しなくなった時は、投票管理者が、その投票区における選挙人名簿に登録されている者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、必ず2人以上の投票立会人が立ち会って投票が行われなければならないこととされている。

(2) 期日前投票所における投票立会人

期日前投票所における投票立会人については、選挙権を有する者の中から選任されること、
選任される人数が2人とされていることのほかは、投票所における投票立会人と同じである。

2 開票立会人

開票立会人は、開票管理者の管理のもとに行われる開票事務が公正に行われるように開票管理者を補助するとともに開票事務の執行を監視する機関である。

開票立会人は、開票事務が小選挙区選挙の候補者届出政党若しくは候補者又は比例代表選挙の衆議院名簿届出政党等の利害と直接結びつくことから、小選挙区選挙にあつては候補者届出政党又は候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が、比例代表選挙にあつては衆議院名簿届出政党等が、1名ずつ届け出た3人以上10人以内の者をもってこれに充てることとされている。

しかし、届け出られた者が11名以上であるときや、同一の政党その他の政治団体に所属する候補者の届出にかかる者が3名以上あるときは、市町村の選挙管理委員会がくじで開票立会人を決定することとされている。さらに、届け出られた者が3人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに3人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会が、選挙の期日以後に3人に達しなくなったとき、開票開始の時刻になって

も参加する者が3人に達しないとき又は開票進行中に3人に達しなくなったときは開票管理者が、それぞれ3人に達するまで選任することとされている。

3 選挙立会人

選挙立会人は、選挙会及び選挙分会において行われる当選人決定手続等に参与する機関である。

選挙立会人の届出、選任方法については、開票立会人の場合とほぼ同様である。

11 開票・当選に必要な票数

- 1 開票は、各投票区において行われた投票を開票区ごとに集め、その有効・無効及びその有効投票がどの候補者又は衆議院名簿届出政党等の得票となるかを決定するための一連の手続である。

開票は、市町村の選挙管理委員会が告示した日時及び場所において、開票立会人の立会の上行われる。その開票区内の選挙人は開票を参観することができることとされている。

- 2 当選に必要な票数（法定得票数）

小選挙区選挙の場合は、開票の結果、候補者のうち得票数の最も多い者が当選人となるのであるが、この者であってもその得票が一定数に達しないときは当選人になれないこととされている。これは、極端に少ない得票の候補者を当選人と定めることは選挙人の代表者たるにふさわしくない点を考慮したための制度であって、この一定の得票数を一般に法定得票数といっている。

この法定得票数は、次の算式によって算出される。

なお、比例代表選挙の場合には、法定得票数の制度は定められていない。

$$\text{(小選挙区選挙)} \quad \text{-----} \quad \text{「有効投票の総数」} \times \frac{1}{6} = \text{法定得票数}$$

- 3 小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の比例代表選挙における当選の排除

小選挙区選挙において、得票数が供託物没収点（「有効投票の総数」× 1/10）に達しなかった候補者が、比例代表選挙の名簿登載者となっている場合（すなわち重複立候補者である場合）には、比例代表選挙においても当選人になれないこととされている。

12 当 選 人

1 小選挙区選挙の場合における開票終了から当選人決定までの手続は、次のように行われる。

- (1) 開票終了後、各開票管理者が開票結果を選挙長に報告する。
- (2) 選挙長が、選挙会において、各候補者の得票総数を計算し、得票数の最も多い候補者で法定得票数に達している者を当選人として決定する。
- (3) 選挙長は、当選人の住所、氏名、得票数、当選人に係る候補者届出政党の名称、各候補者の得票総数等を都道府県の選挙管理委員会に報告する。
- (4) (3)の報告があったときは、都道府県の選挙管理委員会は、当選人には当選の旨を、候補者届出政党には当選人の住所及び氏名を告知するとともに、当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称を告示する。この告示によって当選の効力が生ずる。
- (5) (3)の報告を受けた都道府県の選挙管理委員会は、当該当選人の住所、氏名及び得票数等を中央選挙管理会に報告する。
- (6) (5)の報告があったときは、中央選挙管理会は、報告を受けた事項を、直ちにその小選挙区を包括する比例代表選挙の選挙区ごとに、当該比例代表選挙の選挙長に通知する。

2 比例代表選挙の場合における開票終了から当選人決定までの手続は、次のように行われるが、重複立候補者の取扱いに留意する必要がある。

- (1) 開票終了後、各開票管理者が開票結果を都道府県ごとに設けられる選挙分会長に報告する。
- (2) 選挙分会長は、各衆議院名簿届出政党等の得票総数を計算し、選挙録の写しを添えてその結果を選挙長に報告する。
- (3) 選挙長は、選挙会において、各衆議院名簿届出政党等の得票総数を計算し、得票数に比例して、ドント式により各衆議院名簿届出政党等の当選人の数を決定し、次いで各衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の当選人となる順位に従って、各衆議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する順位までの衆議院名簿登載者を当選人と決定する。

この場合において、2人以上の重複立候補者が同一順位とされている場合、その当選人となるべき順位は、当該選挙と同時に行われた小選挙区選挙の当該選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合（いわゆる惜敗率）の最も大きい者から順次に定めることとなる。この惜敗率は、1の(6)の通知に基づいて計算されるものである。

また、重複立候補者のうち当該選挙と同時に行われた小選挙区選挙の当選人及び小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった者は、衆議院名簿に記載されて

いないものとみなされ、当選人の決定からは除かれる。

- (4) 選挙長は、衆議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数、当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を中央選挙管理会に報告する。
- (5) (4)の報告があったときは、中央選挙管理会は、衆議院名簿届出政党等には得票数、当選人の数、当選人の住所及び氏名を、当選人には当選の旨を告知するとともに、衆議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数、当選人の住所及び氏名を告示する。この告示によって当選の効力が生ずる。

13 選挙運動期間

「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」である。

選挙運動は、原則として立候補の届出（衆議院名簿による立候補の届出を含む。以下同じ。）が受理されてから選挙期日（投票日）の前日まで行うことができる。

したがって、選挙期日の公示前はもちろん、選挙期日の公示があっても立候補の届出が受理されなければ、選挙運動を行うことができない。立候補の届出が受理される前に選挙運動を行うことは、事前運動として禁止されている（「14 事前運動」の項参照）。

選挙期日（投票日）の前日までとは、一般的に投票日の前日の午後12時までということであるが、街頭演説あるいは選挙運動用自動車の上においてする連呼行為は午後8時までしかできない。

投票当日は、選挙運動は禁止されるが、(1) 投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に選挙事務所を設置すること、(2) 選挙事務所を表示するために、選挙事務所ごとに、ポスター、立札及び看板の類を通じて3以内並びにちょうちん1個をその場所に掲示すること、(3) 小選挙区選挙にあつては選挙の期日前に掲示した選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターを、比例代表選挙にあつては選挙の期日前に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと、(4) ウェブサイト等に掲載した選挙運動用文書図画をそのままにしておくことは、できることとされている。

14 事前運動

1 公職選挙法においては、選挙運動は、立候補の届出があった日からでなければすることができないこととされており、それ以前に選挙運動を行うこと、すなわち、事前運動を行うことは禁止されている。立候補の届出の当日であっても現実に立候補の届出が受理されないうちは、やはり事前運動となる。

2 事前運動が禁止されている趣旨は、選挙運動の開始の時期を特定することにより、各候補者の選挙運動のスタートをできるだけ同時に行うこととして無用の競争を避けるとともに、選挙運動費用の増加を抑制し、金のかからない選挙を実現するところにそのねらいがある。したがって、事前運動として禁止されるのは、立候補の届出前における一切の選挙運動であって、買収や戸別訪問のような選挙運動期間中も禁止される行為はもちろんのこと、個々面接とか電話による選挙運動のような選挙運動期間中にできる行為であっても、これを届出前に行えばすべて事前運動となる。

事前運動の禁止は、事前の選挙運動の禁止であるから、選挙運動にわたらない行為についてまで禁止されるものでないことはもちろんであるが、事前の行為のうちどのようなものが選挙運動となるかならないかについては個々の具体の事例により判断しなければならない。一般的には、次のようなものは事前運動ではないと考えられている。

(1) 立候補準備行為

これには政党の公認を求める行為、いわゆる立候補の瀬踏行為、候補者選考会、推薦会の開催行為、供託物を供託する行為等が該当する（小選挙区選挙において候補者を届け出ようとする政党が候補者の選定をする行為及び比例代表選挙において衆議院名簿登載者の選定をする行為を含む。）。

(2) 選挙運動の準備行為

これには選挙運動費用の調達、選挙運動員又は労務者となることの内交渉、選挙運動員間の任務の割振り及び仕事の連絡、選挙事務所、演説会場等の借入れの内交渉、応援演説出演の内交渉、看板の作製、ポスターの印刷、選挙公報及び政見放送の原稿作成等がある。

(3) 政治活動

これは政党その他の政治団体が行う政策宣伝、党勢拡張等の活動及び個人の行う時局講演会等である。ただし、候補者若しくは立候補予定者又はこれらの者の後援団体が、その氏名又は名称を表示した政治活動用の文書図画を掲示することについては、掲示の方法等につき、一定の規制がある。

特に、候補者若しくは立候補予定者又はこれらの者の後援団体が氏名又は名称を表示して政治活動のために使用するポスター（いわゆる事前ポスター）については、各選挙ごとに、選挙前の一定期間（たとえば、衆議院議員総選挙にあつては衆議院

議員の任期満了の日の6月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間)、当該選挙区内に掲示することが禁止されている。今回の衆議院議員総選挙については、平成29年9月28日が衆議院の解散の日であるので、その翌日、すなわち9月29日から掲示禁止期間に入っているところである。

(4) 社交的行為

これは年賀、暑中見舞、退官あいさつ等の社交的な行為で、通常の時節、方法により通常の内容をもって行われる限り、事前運動ではない。ただし、候補者となろうとする者等が、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状を出すことは禁止されている。

1 選挙事務所とは、特定の衆議院名簿届出政党等、候補者届出政党又は候補者の選挙運動に関する事務をある程度継続的かつ総合的に取り扱うところである。

したがって、例えば、政党が設ける選挙対策本部のように、自己の政党に所属する候補者全体の選挙運動についての対策を練るような場所は、通常は選挙事務所ではないし、また、単に1回限りの演説の打合せの場所やポスターを保管しておく場所は、選挙事務所とはみられない。しかし、その名称が選挙対策本部であっても、現実には特定の候補者のために、選挙運動用ポスターを作成したり、選挙運動用葉書の宛名書きをする等特定の候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っている場所は、選挙事務所である。いずれにしろ、選挙事務所であるかどうかは、その名称ばかりでなく、その実態に即して判断しなければならない。

2 選挙事務所を設置することができるのは、比例代表選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、小選挙区選挙にあつては候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）及び候補者届出政党に限られ、推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要である。

選挙事務所の数は、比例代表選挙の場合、衆議院名簿届出政党等が衆議院名簿を届け出た選挙区の区域内の都道府県ごとに1か所設置することができる。小選挙区選挙の場合には、候補者又は推薦届出者については候補者1人につき1か所、候補者届出政党についてはその届け出た候補者に係る選挙区ごとに1か所、それぞれ設置することができる。なお、小選挙区選挙の場合には、交通困難等の事情がある区域を有する選挙区においては、選挙事務所を3か所まで設置することができる旨の特例が設けられている。

3 選挙事務所を設置したとき、また、設置後異動したときは、直ちにその旨を、比例代表選挙にあつては中央選挙管理会、当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に、小選挙区選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に届けなければならない。

4 選挙事務所には、比例代表選挙にあつては中央選挙管理会、小選挙区選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が交付する標札をその入口に掲示しておかなければならない。

そのほか、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類は選挙事務所ごとに合計3を、また、ちょうちんの類は1を掲示することができる。

5 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営

小選挙区選挙における候補者は供託物が没収されない場合に限り、選挙事務所の立札及び看板の類を、一定限度額の範囲内で無料で作成することができる。

16 選挙運動員

1 選挙運動は、選挙運動に関する公職選挙法の規定に従う限り、原則として誰でも行える。

ただし、次に掲げる者は、例外的に公職選挙法により、選挙運動をすることが禁止されている。

- (1) 投票管理者、開票管理者等の選挙事務関係者
- (2) 選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、警察官、収税官吏、徴税の吏員等の特定公務員
- (3) 年齢満18年未満の者（選挙運動のための労務に従事することはできる。）
- (4) 選挙犯罪又は政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止の規定により、選挙権及び被選挙権を有しない者

また、次に掲げる者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されている。

- (1) 不在者投票管理者
 - (2) 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は公庫（沖縄振興開発金融公庫）の役職員
 - (3) 学校の長及び教員
- 2 選挙運動員、労務者等に対する実費弁償や報酬の支給については、次のような制限が設けられている。

- (1) 小選挙区選挙における候補者が使用する選挙運動員、労務者等

ア 実費弁償は、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが認められている。

実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものであるが、その支給できる額については、政令で定められている基準に従って、都道府県の選挙管理委員会が定めて告示することとされている。

イ 報酬は、選挙運動のために使用する労務者のほか、選挙運動に従事する者については、「選挙運動のために使用する事務員」、「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」及び「専ら手話通訳のために使用する者」に限り、支給できる。

労務者に対して支給できる報酬の額は、政令で定められている基準に従って、都道府県の選挙管理委員会が定めて告示している。

選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に対して支給される報酬は、立候補の届出の後、都道府県の選挙管理委員会に届け出た者に対して、届出のときから選挙の期日の前日までの間に限り、政令で定められている基準（選挙運動のために使用する事務員に

あつては1人1日について10,000円以内、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては1人1日につき15,000円以内)に従つて、都道府県の選挙管理委員会が定めて告示する額を支給することができる。

(2) 小選挙区選挙における候補者届出政党や比例代表選挙における衆議院名簿届出政党等が使用する選挙運動員、労務者等

ア 候補者届出政党や衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、法定の限度額が設けられていない。

イ 候補者届出政党や衆議院名簿届出政党等が報酬を支給することができる選挙運動に従事する者については、候補者の選挙運動に従事する者の場合と同様に、「選挙運動のために使用する事務員」、「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」、「専ら手話通訳のために使用する者」及び「専ら要約筆記のために使用する者」に限られる。

これらの者に対し支給することができる報酬の額については、候補者の場合と同様に、政令で定められている基準額に従わなければならないが、候補者の場合とは異なり、報酬を支給できる人数については制限がなく、都道府県の選挙管理委員会に対する届出義務も設けられていない。

※ 参考

- ・「選挙運動のために使用する事務員」：選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れられた者であり、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者や、親族等の特別な信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。
- ・「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」：選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇い入れられた者（いわゆる「ウグイス嬢」等）をいう。
- ・「専ら手話通訳のために使用する者」：手話通訳を行うことを本務として雇い入れられた者をいう。
- ・「専ら要約筆記のために使用する者」：要約筆記を行うことを本務として雇い入れられた者をいう。

したがって、自動車等の上における選挙運動や手話通訳、要約筆記を行うことを本務としない者が一時的にこれらに従事することがあつても報酬を支給することはできない。

17 戸別訪問の禁止

- 1 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。

戸別訪問が禁止される理由としては、選挙人の居宅その他一般公衆の目のとどかないところで、個々の選挙人と直接に対面して行われる投票依頼等の運動については、とかく買収、利害誘導等犯罪の温床となりやすく、選挙の自由・公正を害するおそれがあるほか、候補者及び選挙人ともにその煩に堪えない等の弊害があるということが挙げられる。

- 2 次に、戸別訪問は「何人も」禁止されるのであって、候補者、選挙運動員に限られるものではない。
- 3 戸別訪問が成立するには、「戸別訪問する」という客観的な行為と、それが、「投票依頼等の目的をもって」なされるという主観的な意思の存在することが必要である。
- 4 戸別訪問とまぎらわしいものに個々面接があるが、個々面接は、適法な選挙運動として認められている。

個々面接とは、候補者その他の者が各種の会合の席上、あるいは街頭で、またはバスや電車の中で出会った親類、縁者、友人、知人などに投票を依頼する行為等をいう。

電話で行う選挙運動も、個々面接と同様、自由である。

- 5 戸別訪問のように直接的な選挙運動ではなくとも、選挙運動のため演説会の開催又は演説を行うことの告知を戸別にすることや、特定の候補者の氏名や政党その他の政治団体の名称を戸別に言い歩く行為は、その氏名、名称を選挙人に強く印象づけることによって特定の候補者又は衆議院名簿届出政党等の投票を得ようとする間接的な選挙運動となる場合が多く、往々にして、戸別訪問の脱法的手段として行われる可能性があるので、戸別訪問の禁止に該当する行為とみなされている。

18 人気投票の公表の禁止

- 1 何人も、選挙に関し、公職に就くべき者（比例代表選挙の場合には、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

これは、人気投票がその方法、動機において必ずしも公正であるとはいえないものが多く、まして、選挙に反映させるということは決して好ましいことではなく、弊害が多いので、その公表を禁止したものである。

- 2 「選挙に関し」とは、「選挙に際し、選挙に関する事項を動機として」という意であり、選挙の種類が特定している以上、選挙の期日の公示又は告示の前後を問わず、特定候補者のために行うと否とを問わない。また、人気投票の対象となる者が現実に立候補したかどうか、あるいは、本人に立候補の意思があるかどうか等も問題でない。
- 3 「人気投票」とは、通常、葉書、紙片等に調査事項を記載する方法によるものをさすが、必ずしもその方法のみに限らず、その形式が投票の方法と結果的に見て同じである場合は、人気投票に当たるものである。

したがって、以下のような行為は人気投票に該当するものである。

- ・街角で選挙人に選挙の立候補予定者のリストを示し、選挙人が支持する者の欄に、選挙人にシール等を貼り付けさせ、この経過又は結果をテレビ等で報道すること。
- ・インターネットのホームページで候補者の選択肢を示し、画面の選択肢をクリックさせることにより回数をカウントし、その結果を画面に載せて公表すること。
- ・実際の選挙の時期に、実際の選挙を対象とした模擬選挙を行い、その結果を公表すること。

一方、以下のような行為は人気投票には該当しないものである。

- ・新聞社が立候補予定者の誰を支持するか等について電話でアンケート調査を実施したり、直接、選挙人から支持する者を聞き取ったりして、口頭回答を得た結果を集約して報道すること。

- 4 「経過又は結果の公表」とは、人気投票の途中の成績や最終の結果を不特定又は多数人の知り得る状態におくことをいうものである。公表する手段方法には制限がなく、新聞紙、雑誌はもとより、ラジオ、演説、ポスター、ビラ等による公表等一切の方法による公表が禁止されるものである。

なお、当選人確定後の公表までは禁止されていないものと解されている。

19 選挙運動用自動車・船舶・拡声機

- 1 主として選挙運動のために使用できる自動車（選挙運動用自動車）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）については、小選挙区選挙における候補者及び候補者届出政党、比例代表選挙における衆議院名簿届出政党等について、それぞれ、次のような制限がある。

使用できる数についての制限は、次のとおりである。

- (1) 小選挙区選挙における候補者が使用するものについては、候補者1人につき自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろい
- (2) 小選挙区選挙における候補者届出政党が使用するものについては、候補者を届け出た選挙区を包括する都道府県ごとに次の表に掲げる数

届出候補者数	使用可能な数
1人以上12人以下	自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろい
13人以上22人以下	自動車2台又は船舶2隻及び拡声機2そろい
23人以上	自動車3台又は船舶3隻及び拡声機3そろい

- (3) 比例代表選挙における衆議院名簿届出政党等が使用するものについては、衆議院名簿を届け出た選挙区ごとに次の表に掲げる数

衆議院名簿登載者数	使用可能な数
1人以上14人以下	自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろい
15人以上24人以下	自動車2台又は船舶2隻及び拡声機2そろい
25人以上34人以下	自動車3台又は船舶3隻及び拡声機3そろい
35人以上44人以下	自動車4台又は船舶4隻及び拡声機4そろい
(以下10人区切り)	(以下自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを加えた数)

ただし、拡声機については、個人演説会、政党演説会、政党等演説会や、いわゆる幕間演説の開催中は、その会場において使用するものに限り、別に1そろいを使用することができる。

- 2 自動車以外の諸車の使用については、制限はないが、立札、看板、ポスターなどを取り付けることはできないし、車を走らせながらの連呼もできない。

3 選挙運動用自動車の使用の公営

小選挙区選挙における候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用自動車を公費負担される一定限度額の範囲内で無料で使用することができる。

4 選挙運動用自動車又は船舶に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営

小選挙区選挙における候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用自動車又は船舶に取り付ける立札及び看板の類を、公費負担される一定限度額の範囲内で無料で作成することができる。

20 選挙運動用通常葉書

(比例代表選挙においては、選挙運動用通常葉書は使用できない。)

- 1 通常葉書を用いてする選挙運動は、文書による選挙運動の一種である。
 - (1) 言論による選挙運動は、特定のものを禁止するほかは自由であるのに対し、文書による選挙運動は、特に認められたもののほかは、いっさい禁止される。
 - (2) 文書による選挙運動は、その方法によって、配る(頒布する)方法と掲示する方法とに分けることができるが、この配る方法のうち認められているのは、小選挙区選挙においては選挙運動用通常葉書の頒布及び選挙運動用ビラの頒布による選挙運動だけであり、比例代表選挙においては選挙運動用ビラの頒布による選挙運動だけである(選挙運動用ビラについては、後述する。)
 - (3) したがって、往復葉書、封書など通常葉書以外の郵便物、そのほか書籍、新聞、雑誌などを選挙運動のために配ることはできない。ただし、公営による選挙公報と新聞広告は例外である。
 - 2 (1) 小選挙区選挙において配ることができる選挙運動用通常葉書の数については、次のような制限がある。
 - ア 候補者が使用するものについては、候補者1人について、35,000枚
 - イ 候補者届出政党が使用するものについては、候補者を届け出た選挙区を包括する都道府県ごとに、20,000枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内
 - (2) 候補者が使用する選挙運動用通常葉書は無料であって、指定された郵便局から選挙用の表示(さびききょう色)のあるものを交付されるが、手持ちの通常葉書にあらかじめ印刷しておいて、これに一定の郵便局で選挙用の表示(さびききょう色)をしてもらってもよい。
 - (3) 候補者届出政党が使用する選挙運動用通常葉書は有料であって、指定された郵便局から選挙用の表示(とび色)のあるものを交付されるわけであるが、手持ちの通常葉書にあらかじめ印刷しておいて、これに一定の郵便局で選挙用の表示(とび色)をしてもらってもよい。また、有料であるため、手持ちの通常葉書を使用する場合には、通常葉書の料金に相当する額の郵便切手を貼り付けたり、料金納付に関する料金別納その他の表示(黒色、青色又は鮮赤色)をすることが必要である。
- 3 選挙運動用通常葉書の作成の公営

小選挙区選挙における候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用通常葉書を、公費負担される一定限度額の範囲内で無料で作成することができる。

21 選挙運動用ビラ

- 1 選挙運動用ビラとして頒布することのできるものは次のとおりである。
 - (1) 小選挙区選挙においては、候補者は、候補者1人について、都道府県の選挙管理委員会に届け出た2種類以内のA4版を超えない大きさのビラ7万枚以内を頒布することができる。
 - (2) 小選挙区選挙においては、候補者届出政党は、候補者を届け出た選挙区を包括する都道府県ごとに、A3版を超えない大きさのビラ（種類制限なし）を4万枚に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数以内頒布することができる。ただし、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。
 - (3) 比例代表選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、衆議院名簿を届け出た選挙区ごとに、中央選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを頒布することができる。枚数制限及び規格制限はない。

なお、選挙運動用ビラには、頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人にあつては名称）を記載するとともに、小選挙区選挙においては都道府県の選挙管理委員会から交付された証紙を貼付し（候補者届出政党のビラについては、当該候補者届出政党の名称を記載）、比例代表選挙においては当該名簿届出政党等の名称及び中央選挙管理委員会に届け出たビラである旨を表示する記号を記載しなければならない。
- 2 選挙運動用ビラの記載内容については、他の法令（例えば刑法）に触れる又は虚偽事項の公表、利害誘導等の罰則に触れるような場合を除いては特に制限はない。したがって、候補者届出政党のビラに当該都道府県における届出候補者の氏名を記載することは可能であるし、衆議院名簿届出政党等のビラに当該選挙区における衆議院名簿登載者の氏名を記載することも可能である。また、候補者又は候補者届出政党が行う小選挙区選挙の選挙運動においては比例代表選挙の選挙運動にわたることができることから、小選挙区選挙の選挙運動を主とし、比例代表選挙の選挙運動を従とする範囲内で、候補者又は候補者届出政党のビラで、比例代表選挙の投票依頼を行うことも可能である。そして、候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等については、比例代表選挙の選挙運動で小選挙区選挙の選挙運動にわたることができることから、比例代表選挙の選挙運動を主とし、小選挙区選挙の選挙運動を従とする範囲内で、候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等のビラに、小選挙区の候補者の氏名を記載することも可能である。
- 3 選挙運動用ビラの頒布方法は、新聞折込みによる方法のほか、次に掲げる方法によらなければ、頒布することはできない。また、選挙運動用ビラを散布することもできない。
 - (1) 小選挙区選挙における候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の

場所で頒布できるビラ

当該候補者が使用するビラ、当該候補者を届け出た候補者届出政党が使用するビラ、当該候補者を届け出た候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等が使用するビラ、当該候補者の所属する衆議院名簿届出政党等が使用するビラ

(2) 候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所で頒布できるビラ

当該候補者届出政党が使用するビラ、当該候補者届出政党が届け出た候補者の使用するビラ、当該候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等が使用するビラ

(3) 衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所で頒布できるビラ

当該衆議院名簿届出政党等が使用するビラ、当該衆議院名簿届出政党等が候補者届出政党として届け出た小選挙区選挙における候補者が使用するビラ、当該衆議院名簿届出政党等に所属する小選挙区選挙における候補者が使用するビラ、当該衆議院名簿届出政党等である候補者届出政党が使用するビラ

4 選挙運動用ビラの作成の公営

小選挙区選挙における候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用ビラを、公費で負担される一定限度額の範囲内で無料で作成することができる。

22 選挙運動用パンフレット・書籍

- 1 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ1種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。
- 2 選挙運動用パンフレット・書籍については、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。
 - (1) 当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
 - (2) 当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員総選挙の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
- 3 選挙運動用パンフレット・書籍には、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員総選挙の候補者（当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者を除く。）の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない。
- 4 選挙運動用パンフレット・書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所並びに選挙運動用パンフレット・書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

23 選挙運動用ポスター

1 小選挙区選挙の候補者が使用する選挙運動用ポスター

(1) 選挙運動用ポスターは、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に1か所について1枚を限って掲示することができ、その他の場所には一切掲示することができない。ポスター掲示場は、1投票区について、その有権者数と面積に応じて、原則として5か所以上10か所以内において設置することとされている。また、選挙の当日においても掲示しておくことはできるが、選挙の当日における新たな掲示は認められない。

(2) ポスターの規格は、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはならない。記載内容については制限はなく、小選挙区選挙の選挙運動を主とし、比例代表選挙の選挙運動を従とする範囲内において、比例代表選挙の選挙運動にわたることも可能である。ただし、虚偽事項の公表、利害誘導等の罰則に触れるようなことは書けない。このポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を、必ず記載しなければならない。

なお、選挙運動用ポスターにあわせて4の(5)の個人演説会告知用ポスター（長さ42センチメートル、幅10センチメートル以内）を作成し掲示することができるので、この場合は、ポスター掲示場に掲示されるポスターの規格は、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内のものになる。

2 小選挙区選挙の候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスター

(1) 候補者を届け出た選挙区を包括する都道府県ごとに、1,000枚に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数以内のポスターを掲示することができる。ただし、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内で掲示するほかは、掲示することができない。候補者届出政党のポスターは、ポスター掲示場に掲示することはできず、当該政党によって、適宜掲示される。

なお、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所（橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場を除く。）には、掲示できず、また、他人の工作物に掲示する場合には、居住者等の承諾が必要である。

(2) ポスターの規格は、長さ85センチメートル、幅60センチメートル以内のものである。記載内容については制限がなく、届出候補者の氏名を記載することも可能であり、小選挙区選挙の選挙運動を主とし、比例代表選挙の選挙運動を従とする範囲内において、比例代表選挙の選挙運動にわたることも可能である。ただし、虚偽事項の公表、利害誘導等の罰則に触れるようなことは書けない。このポスターは、都道府県の選挙管理委員会の検印（当該ポスターを掲示する選挙区に係るものに限る。）を受け、又はその交付する証紙（当該ポスターを掲示する選挙区に係るもの

に限る。)を貼らなければ掲示することができない。また、このポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所のほか、当該候補者届出政党の名称を、必ず記載しなければならない。

3 比例代表選挙の衆議院名簿届出政党等が使用する選挙運動用ポスター

- (1) 衆議院名簿を届け出た選挙区ごとに、500枚に当該選挙区における衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数以内のポスターを掲示することができる。衆議院名簿届出政党等のポスターは、ポスター掲示場に掲示することはできず、当該政党によって、適宜掲示される。

なお、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所(橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場を除く。)には掲示できず、また、他人の工作物に掲示する場合には、居住者等の承諾が必要である。

- (2) ポスターの種類は、衆議院名簿を届け出た選挙区ごとに、中央選挙管理会に届け出た3種類以内のものでなければならない。ポスターの規格は、長さ85センチメートル、幅60センチメートル以内のものである。記載内容については制限がなく、衆議院名簿登載者の氏名を記載することも可能であり、候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等については、比例代表選挙の選挙運動を主とし、小選挙区選挙の選挙運動を従とする範囲内において、小選挙区選挙の選挙運動にわたることも可能である。ただし、虚偽事項の公表、利害誘導等の罰則に触れるようなことは書けない。このポスターは、中央選挙管理会の検印を受け、又はその交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。また、このポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所のほか、当該衆議院名簿届出政党等の名称及び中央選挙管理会に届け出たポスターである旨を表示する記号を、必ず記載しなければならない。

4 以上選挙運動用ポスターについて述べたが、このポスター以外に、小選挙区選挙の候補者は次の(1)から(5)までに掲げる文書図画を、小選挙区選挙の候補者届出政党及び比例代表選挙の衆議院名簿届出政党等は次の(1)、(2)、(4)に掲げる文書図画を掲示することができる。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて3以内とちょうちん1個(「14 選挙事務所」の項を参照)
- (2) 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類(ちょうちんは1個に限るが、ポスター、立札及び看板の類については数の制限がない。なお、記載内容は自由である。)(「18 選挙運動用自動車・船舶・拡声機」の項を参照)
- (3) 候補者自身が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- (4) 演説会場(個人演説会場、政党演説会場、政党等演説会場)でその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類(「26 個人演説会、政党演説会、政党等演説会」の項を参照)
- (5) 個人演説会告知用ポスターは、ポスター掲示場1か所につき1枚を掲示すること

ができる。なお、このポスターには掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

5 ポスター作成の公営

小選挙区選挙の候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターを、公費負担される一定限度額の範囲内で無料で作成できる。

24 インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁等

1 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

何人も、選挙運動を行うことができる者であれば、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。ここで、ウェブサイト等を利用する方法とは、放送を除く電気通信の送信により、文書図画をその受信者の通信端末機器の映像面に表示させる方法であるインターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。

なお、選挙運動用文書図画を頒布する際には、当該頒布を行う者の電子メールアドレス等を、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

2 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

(1) 公職の候補者や候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動用電子メールを送信することができる。他方、一般の有権者は、選挙運動用電子メールを送信することはできない。

(2) 選挙運動用電子メールは、次のア又はイに掲げる者の、それぞれア又はイに定める電子メールアドレスに対してのみ、送信をすることができる。ただし、送信しないよう求める旨の通知を受けたときは、以後、送信をすることはできない。

ア あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を選挙運動用電子メールの送信をする者（送信をしようとする者を含む。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。）に通知した者（電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。） 当該電子メールアドレス

イ 選挙運動用電子メール送信者の政治活動のために用いられる電子メール（以下「政治活動用電子メール」という。）を継続的に受信している者（電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、通知後、その全ての電子メールアドレスへの送信拒否の通知をした者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールを送信する旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対し自ら通知した全ての電子メールアドレスへの送信拒否の通知をしなかったもの 送信拒否の通知をした電子メールアドレス以外の電子メールアドレス

(3) 選挙運動用電子メール送信者は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める事実を証する記録を保存しなければならない。

ア (2)のアに掲げる者に対し送信をする場合

① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知した

こと。

- ② 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと。

イ (2)のイに掲げる者に対し送信をする場合

- ① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと。
- ② 選挙運動用電子メール送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。
- ③ 選挙運動用電子メール送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

(4) 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たり、次の事項を正しく表示しなければならない。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨

エ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

3 インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務に関する事項

(1) 選挙の公示日から選挙当日までの間、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

(2) 選挙の公示日から選挙当日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に、その者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

4 インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等に関する事項

(1) 何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

(2) 何人も、選挙運動の期間中、(1)の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項を表示した広告（選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする機能を有するものを含む。）を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

(3) 何人も、選挙運動期間中、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

(4) (2)及び(3)にかかわらず、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動の期間中、受信者の通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される当該政党等が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有する広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができる。

5 インターネット等を利用する方法による政党その他の政治活動を行う団体の文書図画の頒布に関する事項

政党その他の政治活動を行う団体が、選挙の期日の公示日からその選挙の当日までの間において、政治活動のために頒布する文書図画のうち、インターネット等を利用する方法により頒布するものについては、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができる。

6 以上のほか、インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の詳細については総務省のウェブサイトに掲載していることから当該ウェブサイトをご確認いただきたい。

※ http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

25 新聞広告

1 小選挙区選挙においては、候補者及び候補者届出政党は、選挙運動期間中、次のとおり新聞広告をすることができる。

- (1) 候補者は、横9.6センチメートル、縦2段組以内の寸法で、いずれか一の新聞に、5回を限り、無料で、選挙に関して広告をすることができる。
- (2) 候補者届出政党は、当該都道府県における届出候補者の数に応じて次の表に掲げる寸法及び回数で、いずれか一の新聞に、無料で、選挙に関し広告をすることができる。なお、当該広告には当該都道府県における小選挙区選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。

当該都道府県における届出候補者の数	寸 法	回 数
1人から5人まで	横 38.5cm 縦 4段組以内	8回以内
6人から10人まで	横 38.5cm 縦 8段組以内	16回以内
11人から15人まで	横 38.5cm 縦 12段組以内	24回以内
16人以上	横 38.5cm 縦 16段組以内	32回以内

1回当たりの新聞広告の寸法は、横おおむね9.6センチメートル、縦1段組の整数（2以上のものに限る。）倍の寸法でその形態が長方形であり、かつ横38.5センチメートル、縦15段組の寸法以内のものである必要がある。

- (3) この広告ができる新聞は、新聞としての実体を有するものであれば、どれでもよく、どの新聞を選び、いかなる内容を掲載するかは候補者又は候補者届出政党の自由である。
 - (4) この広告を掲載する紙面の場所は、記事下に限ることとされており、色刷りによるものは認められない。
- 2 比例代表選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動期間中、次のとおり新聞広告をすることができる。

- (1) 当該選挙区における衆議院名簿掲載者の数に応じて次の表に掲げる寸法及び回数で、いずれか一の新聞に、選挙に関して広告をすることができる。なお、当該広告には、当該選挙区における比例代表選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。

当該選挙区における 衆議院名簿掲載者の数	寸 法	回 数
1人から9人まで	横 38.5cm 縦 8段組以内	16回以内
10人から18人まで	横 38.5cm 縦 16段組以内	32回以内
19人から27人まで	横 38.5cm 縦 24段組以内	48回以内
28人以上	横 38.5cm 縦 32段組以内	64回以内

1回当たりの新聞広告の寸法は、横おおむね9.6センチメートル、縦1段組の整数（2以上のものに限る。）倍の寸法でその形態が長方形であり、かつ横38.5センチメートル、縦15段組の寸法以内のものである必要がある。

- (2) この広告ができる新聞は、新聞としての実体を有するものであれば、どれでもよく、どの新聞を選び、いかなる内容を掲載するかは衆議院名簿届出政党等の自由である。
- (3) この広告を掲載する紙面の場所は、記事下に限ることとされており、色刷りによるものは認められない。
- (4) 衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等の当該選挙区における得票総数が当該選挙区における有効投票の総数の2%以上である場合に限り、無料で新聞広告をすることができる。
- 3 選挙運動に関する広告は、以上に述べた以外は、いかなる広告も一切禁止されており、これに違反した者は処罰される。

また、この広告の掲載された新聞は、公職選挙法の文書図画の頒布の制限に関する規定の適用を受けるものであり、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法（定期購読者以外の者に対して頒布するものについては有償である場合に限る。）で頒布すること以外の方法で頒布したり、都道府県の選挙管理委員会が指定する場所以外にその新聞紙を掲示することは禁止されており、これに違反した場合は処罰されることとなる。

- 4 以上のほか、政党その他の政治団体が、その政治活動として行う新聞広告は自由であるが、選挙運動に関するものは禁止される。

26 政見放送と経歴放送

(比例代表選挙においては政見放送のみ行われる。)

政見放送と経歴放送は公営（その経費は国が負担する。）により行われる。

1 小選挙区選挙における候補者届出政党の政見放送

(1) 小選挙区選挙においては、選挙区の区域が狭くなることや政党中心の選挙になること等に鑑み、候補者個人の政見放送は行わず、候補者届出政党が政見放送を行うこととされている。

(2) 候補者届出政党は、放送の単位として定める時間数（9分）に、当該都道府県における届出候補者の数に応じて定められた次の表に掲げる数値を乗じて得た時間数で、日本放送協会及び基幹放送事業者（政見放送及び経歴放送実施規程別表第1の中から都道府県の選挙管理委員会が定める。）のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、その政見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送することとされており、いわゆる候補者届出政党制作のテープの持ち込みができる。また、この候補者届出政党が作成する政見の録音又は録画の経費については、都道府県の選挙管理委員会に届け出た上で、一定限度額の範囲内で公費負担される。

当該都道府県における届出候補者の数	数 値
1人又は2人	4
3人から5人まで	6
6人から8人まで	12
9人から11人まで	18
12人以上	24

(3) 候補者届出政党が行うことができる政見放送の回数の内訳は次のとおりである。

当該都道府県における届出候補者の数	日本放送協会の放送設備		基幹放送事業者の放送設備によるテレビジョン放送及びラジオ放送の回数
	テレビジョン放送の回数	ラジオ放送の回数	
1人又は2人	1	1	2
3人から5人まで	2	1	3
6人から8人まで	4	2	6
9人から11人まで	6	3	9
12人以上	8	4	12

- (4) 1回当たりの政見放送を行う時間は、各候補者届出政党につき9分以内である。
- (5) 候補者届出政党の数が著しく多いことその他やむを得ない事情が生じたときは、(3)の回数を少なくしたり、(4)の制限時間を短縮することができる。
- (6) 候補者届出政党が政見放送をスタジオ録画の方式で放送する場合には、着席した1人が行う単独方式、着席した2人が行う対談方式、1人の司会者のほか司会者の紹介で届出候補者が1人ずつ順次登場する複数方式のいずれかにより行われる。
- (7) 持ち込み方式は、スタジオ録画を行わない場合に認められ、放送局ごとに2種類（当該放送局における放送回数が1回のときは、1種類）提出できるものとされている。この場合、1種類ごとに2本提出するものとされ、当該政見が放送される放送局において定める技術的基準を満たすものとして、当該放送局が認めるものでなければならない。
- (8) このように持ち込み方式を認めることにしたのは、政策本位・政党本位の選挙の実現という観点から候補者届出政党に政見放送の制作に当たって創意工夫を認めようとするものであるので、持ち込み方式による政見放送の内容は基本的に自由であるが、公職選挙法第150条の2の品位保持の規定や刑罰法規に触れるものであってはならず、また、著作権等を侵害するものであってはならない。

2 比例代表選挙における衆議院名簿届出政党等の政見放送

- (1) 衆議院名簿届出政党等は、放送の単位として定める時間数（9分）に、当該選挙区における衆議院名簿掲載者の数に応じて定められた次の表に掲げる数値を乗じて得た時間数で、日本放送協会のラジオ放送及びテレビジョン放送の放送設備により、その政見を無料で放送することができる。なお、北関東選挙区及び東京都選挙区については、日本放送協会の放送設備のみではスケジュール的に政見放送の実施が困難であることから、基幹放送事業者（政見放送及び経歴放送実施規程別表第2の中から中央選挙管理会が定める。）のテレビジョン放送の放送設備も用いられる。なお、候補者届出政党の場合とは異なり、衆議院名簿届出政党等が作成したテープの持ち込み方式は認められていない。

当該選挙区における 衆議院名簿掲載者の数	数 値
1人から9人まで	3
10人から18人まで	6
19人から27人まで	9
28人以上	12

- (2) 北関東選挙区及び東京都選挙区以外の選挙区において衆議院名簿届出政党等が行うことができる政見放送の回数の内訳は次の表のとおりである。

当該選挙区における 衆議院名簿登載者の数	テレビジョン 放送の回数	ラジオ放送 の回数
1人から9人まで	2	1
10人から18人まで	4	2
19人から27人まで	6	3
28人以上	8	4

- (3) 北関東選挙区及び東京都選挙区において衆議院名簿届出政党等が行うことができる政見放送の回数の内訳は次の表のとおりである。

当該選挙区に おける衆議院 名簿登載者の数	日本放送協会の放送設備		基幹放送事業者の放送設備によるテレビジョン放送の回数
	テレビジョン 放送の回数	ラジオ放送 の回数	
1人から9人まで	1	1	1
10人から18人まで	2	2	2
19人から27人まで	3	3	3
28人以上	4	4	4

- (4) 1回当たりの政見放送を行う時間は、各衆議院名簿届出政党等につき9分以内である。

- (5) 衆議院名簿届出政党等の数が著しく多いことその他やむを得ない事情が生じたときは、(3)の回数を少なくしたり、(4)の制限時間を短縮することができる。

- (6) 衆議院名簿届出政党等が政見放送をスタジオ録画の方式で放送する場合には、着席した1人が行う単独方式、着席した2人が行う対談方式、1人の司会者のほか司会者の紹介で衆議院名簿登載者が1人ずつ順次登場する複数方式のいずれかにより行われる。ただし、2以上の選挙区において衆議院名簿の届出を行った（行おうとする）衆議院名簿届出政党等については、単独方式又は対談方式により録音又は録画を行った物（全国を通じて一の物に限る。）と単独方式、対談方式又は複数方式のいずれか一の方法により録音又は録画を行った物を組み合わせて行うことが認められている。

- 3 日本放送協会及び基幹放送事業者は、録音又は録画した政見をそのまま放送しなければならない。

政見放送の実施に当たっては、すべての候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等に対して、使用放送設備等について同等、公平な取扱いをしなければならない。

- 4 小選挙区選挙における候補者届出政党の経歴放送

日本放送協会は、候補者の氏名、年齢、当該候補者が候補者届出政党の届出候補者である場合にはその名称、主要な経歴等を選挙人に周知させるため、候補者1人につき、ラジオ放送によりおおむね10回、テレビジョン放送により1回放送する（1回に

つき30秒以内)ものとされているが、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならないこととされている。

- 5 無投票当選となった場合、天災その他の事故等の場合には、政見放送及び経歴放送は行わないが、小選挙区選挙における候補者届出政党の政見放送については、一の都道府県において行われるすべての小選挙区選挙が無投票となった場合に限り、中止される。
- 6 政見放送及び経歴放送以外には、何人も選挙運動のために放送（有線放送を含む。）をし、又は放送をさせることができない。

27 個人演説会・政党演説会・政党等演説会

1 小選挙区選挙における候補者の個人演説会

- (1) 個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼などいわゆる選挙運動のために、候補者が開催する演説会である。開催回数に制限はないが、同時には5か所以内でしか開催できない。

個人演説会は、候補者しか開催することができないが、候補者が開催した個人演説会であれば、候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説することができるし、候補者が出演しないで、他の者だけ出演して演説することもできる。また、テープレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることも差し支えない。

- (2) 個人演説会に使用できる施設には、公営施設（学校、公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂及び一定の指定施設）とそれ以外の施設（例えば個人の住宅、神社、寺院、劇場等の施設）とがある。公営施設を使用する場合は、候補者はその開催日の2日前までに市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。その公営施設の管理者（例えば学校長、公民館長など）が演説会の開催に必要な照明、演壇、聴衆席等の設備をしなければならず、また、その公営施設の使用については、候補者1人について同一施設ごとに1回だけ無料である（2回目からは有料である。）。なお、公営施設を使用して演説会のできる時間は1回について5時間以内である。

公営施設以外の施設を使用するときは、すべて候補者の責任で設備をし、使用料を払わなければならない。

- (3) 個人演説会については、次のような開催時間と開催場所の制限がある。

ア 他の選挙の投票日には、その投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域では、その当日、午前零時から投票所又は共通投票所の閉鎖時刻までの間は個人演説会は開催できない。

イ 公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物内（公営施設使用の個人演説会を除く。）及び電車、バス等の交通機関の中や、停車場その他鉄道地内及び病院、診療所その他の療養施設では、個人演説会は開催できない。

- (4) 個人演説会の会場内で掲示できる文書図画は、ポスター、立札、ちょうちん、看板の類で、ちょうちん1個のほかは数に制限がない。また、屋内の演説会場内においては、映写等の類を用いることが認められ、ポスター、立札及び看板の類については大きさの制限がない。

会場の外では、都道府県の選挙管理委員会の表示（5個を候補者に交付）を付した立札、看板の類以外は使用できず、かつ、その5個のうち少なくとも1個は必ず掲示しなければならない。したがって、ポスターやちょうちんの使用はできない。

なお、立札、看板は個人演説会の周知のみならず、一般的な選挙運動のために他

の場所に掲示しておくことができる。

(5) 個人演説会の会場内においては、選挙運動用ビラを頒布することができる。

(6) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営

候補者は、供託物が没収されることとなる場合を除き、個人演説会場の立札及び看板の類を、公費負担される一定限度額の範囲内で無料で作成することができる。

2 小選挙区選挙における候補者届出政党の政党演説会

(1) 候補者届出政党は、候補者を届け出た選挙区を包括する都道府県ごとに、当該都道府県の区域内にある施設を利用して、政党演説会を開催することができる。開催回数に制限はないが、同時には、都道府県全体で「2に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数の箇所」以内（候補者を届け出た選挙区ごとに2か所以内）でしか、政党演説会は開催できない。

政党演説会においては、演説者は、当該候補者届出政党の届け出た候補者の選挙運動のための演説はできるが、他の候補者届出政党の届出候補者の選挙運動のための演説をすることは許されないものと解されている。また、テープレコーダー等の使用は可能である。

(2) 政党演説会に使用できる施設、開催時間及び開催場所の制限等は、1の(2)(3)の場合と同様である。ただし、使用料については、公営施設を利用する場合を含め、全て有料である。

(3) 政党演説会の会場内で掲示できる文書図画の数及び規格の制限については、1(4)の場合と同様である。

会場の外では、都道府県の選挙管理委員会の表示（その届け出た候補者に係る選挙区ごとに2個）を付した立札、看板の類以外は使用できず、かつ、その2個のうち少なくとも1個は必ず掲示しなければならない。したがって、ポスターやちょうちんの使用はできない。

なお、立札、看板は政党演説会の周知のみならず、一般的な選挙運動のために他の場所（その届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に限る。）に掲示しておくことができる。

(4) 政党演説会の会場内においては、選挙運動用ビラを頒布することができる。

3 比例代表選挙における衆議院名簿届出政党等の政党等演説会

(1) 衆議院名簿届出政党等は、衆議院名簿を届け出た選挙区ごとに、当該選挙区の区域内にある施設を利用して、政党等演説会を開催することができる。開催回数に制限はないが、同時には、衆議院名簿を届け出た選挙区においては8か所以内でしか政党等演説会は開催できないこととなる。

政党等演説会においては、演説者は、当該衆議院名簿届出政党等の選挙運動のための演説はできるが、他の衆議院名簿届出政党等の選挙運動のための演説をすることは許されないものと解されている。また、テープレコーダー等の使用は可能である。

(2) 政党等演説会に使用できる施設、開催時間及び開催場所の制限等は、1の(2)(3)の場合と同様である。ただし、使用料については、候補者届出政党の政党演説会の

場合と同様に、公営施設を利用する場合を含め、全て有料である。

- (3) 政党等演説会の会場内で掲示できる文書図画の数及び規格の制限については、1の(4)の場合と同様である。

会場の外では、中央選挙管理会の表示（その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに8個）を付した立札、看板の類以外は使用できず、かつ、その8個のうち少なくとも1個は必ず掲示しなければならない。したがって、ポスターやちょうちんの使用はできない。

なお、立札、看板は政党等演説会の周知のみならず、一般的な選挙運動のために他の場所（その届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。）に掲示しておくことができる。

- (4) 政党等演説会の会場内においては、選挙運動用ビラを頒布することができる。

1 街頭演説

- (1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、広場、空地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説であり、演説者がその場所にとどまり、当該都道府県の選挙管理委員会又は中央選挙管理会が交付する標旗（小選挙区選挙については候補者1人につき1本、比例代表選挙については衆議院名簿届出政党等が届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数）を掲げて行う場合並びに候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行う場合でなければ、行うことができない。道路を歩行しながら演説したり、走行する自動車の上から演説したり、また小選挙区選挙の候補者が標旗を掲げないで演説することは違反となる。
- (2) 小選挙区選挙の候補者の街頭演説の際、選挙運動に従事することができる者は、候補者1人について15人以内に限られ、いずれも一定の腕章（都道府県の選挙管理委員会が交付する。）を着けていなければならない。なお、候補者並びに選挙運動用自動車（船舶）の運転手（自動車1台について1人に限られる。）及び船員は、この人数制限に含まれない（候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の街頭演説については制限なし。）。
- (3) 街頭演説の場所で、その演説中、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられているものを除く。）を使用することは一切できない。
- (4) 街頭演説の場所で、選挙運動用ビラや選挙運動用パンフレット・書籍を頒布することや連呼行為をすることは許されている。
- (5) 街頭演説の際、録音盤を使用して演説することは許されており、また、拡声機（交付された表示板を付けたもの）を用いることも、差し支えない。
- (6) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限られる。

2 連呼行為

- (1) 連呼行為とは、短時間に一定の文句を連続反復して呼称することである。例えば「〇〇党甲山乙夫」、「〇〇党甲山乙夫に投票願います。」、「〇〇党甲山乙夫の演説会がいつからどこで開かれます。」等の短い文句を短時間内に反復呼称する場合は、連呼となる。
- (2) 個人演説会、政党演説会、政党等演説会の会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所並びに候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等が使用する選挙運動用自動車（船舶）上である場合を除き、選挙運動のため連呼することはできない。車上の連呼は運行中であってもよく、いわゆる「流し連呼」もできる。車上及び街頭

演説の場所における連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られている。

(3) 候補者の選挙運動用自動車（船舶）上から連呼する者は、腕章を着けていなければならない（候補者は不要。）。候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の選挙運動用自動車（船舶）の上から連呼する者は、腕章は不要である。

単なる演説（映画の幕間、工場の休憩時間を利用する演説）の場所でも連呼ができ、午後8時以降であっても、演説の前後又はその合間に行う限り連呼できる。

3 街頭演説及び連呼行為は、他の選挙の投票日には、その選挙の投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間、投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域においてすることが禁止され、また、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）や電車、バス等の交通機関、停車場その他鉄道地内、病院、診療所等の療養施設で行うことも禁止されている。

また、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、そして、長期間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように、努めなければならない。

29 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等又は衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴、当選人となるべき順位等を掲載した文書で、都道府県の選挙管理委員会から、各選挙区ごとに、それぞれ1回限り、公営により発行されるものである。

選挙公報は、候補者又は衆議院名簿届出政党等が掲載文を作成し、比例代表選挙については中央選挙管理会、小選挙区選挙については都道府県の選挙管理委員会へ申請したものを、原文のまま掲載するものである。掲載文の寸法は、比例代表選挙は当該選挙区における衆議院名簿登載者の数に応じて次表のとおりである。

比例代表選挙の選挙公報の寸法

当該選挙区における 衆議院名簿登載者の数	寸 法
1人から9人まで	1ページの4分の1
10人から18人まで	1ページの2分の1
19人から27人まで	1ページの4分の3
28人以上	1ページ

掲載文の掲載順序は、都道府県の選挙管理委員会が、くじで定めることとされている。

選挙公報は、市町村の選挙管理委員会からその選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布することとされている。なお、選挙公報を選挙人の各世帯に配布することが困難と認められる特別の事情があるときは、その配布に代えて、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布をすることができるが、この場合には、市町村の選挙管理委員会は、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるような補完措置を講じることとされている。

30 第三者の選挙運動

候補者や選挙運動員以外の第三者ができる運動は以下のとおりである。

- 1 選挙運動としての戸別訪問は禁止されているが、街頭で行き会った人、バスや電車の中で出会った人などに投票を依頼することはいわゆる「個々面接」であり差し支えない。また、電話によって投票を依頼することも自由に行うことができる。

さらに、24で述べたとおり、ウェブサイト等を利用する方法により文書図画を頒布することは、選挙運動を行うことのできる者であれば何人も可能である。

以上の方法による選挙運動は比例代表選挙の場合にも行うことができる。

- 2 選挙運動用通常葉書に推薦人として名を連ねることは差し支えない。
- 3 また、選挙と関係のない町内会、校友会、同窓会、社員会などの会合に出て、自分の支持する候補者又は政党等のために協力を依頼したり、そのために演説をしたりすることは差し支えない。

しかしながら、わざわざ選挙運動のために人を集めて演説をする「演説会」は公職選挙法で定められている演説会のほかは開催することはできないから、第三者が開催することはできない。

- 4 ただし、投票管理者などの選挙事務関係者、裁判官、警察官、収税官吏などは、選挙運動を禁止されているほか、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は公庫の役職員や、教育者、不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をしてはならないこととされている。また、一般職の国家公務員又は地方公務員、教育公務員は服務規律の面から政治的行為が制限されている。

さらに、18歳未満の者、選挙犯罪又は政治資金規正法に定める一定の犯罪を犯したため選挙権、被選挙権を停止された者は、一切選挙運動をすることができない。

1 小選挙区選挙の選挙運動の「わたる」規定

- (1) 小選挙区選挙の候補者又は候補者届出政党は、小選挙区選挙に認められた選挙運動の手段を用いて比例代表選挙のための選挙運動を行うことができる。
- (2) ただし、小選挙区選挙用の選挙運動の手段を用いる以上、あくまで小選挙区選挙のための選挙運動を主として行わなければならない、小選挙区選挙用の選挙運動の手段を用いて、もっぱら比例代表選挙のための選挙運動を行うことはできない。
- (3) 例えば、小選挙区選挙用の選挙運動用通常葉書、ビラ、ポスター、選挙運動用自動車等を用いて比例代表選挙のための選挙運動（例えば「比例代表選挙では〇〇党に1票を」と記載する等）をすることができるし、また、個人演説会、政党演説会、街頭演説においても比例代表選挙の選挙運動のための演説をすることができる。

2 比例代表選挙の選挙運動の「わたる」規定

- (1) 候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等は、比例代表選挙に認められた選挙運動の手段を用いて小選挙区選挙のための選挙運動を行うことができる。
- (2) ただし、比例代表選挙用の選挙運動の手段を用いる以上、あくまでも比例代表選挙のための選挙運動を主として行わなければならない、比例代表選挙用の選挙運動の手段を用いて、もっぱら小選挙区選挙のための選挙運動を行うことはできない。
- (3) 例えば、候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等が行う次のような行為は、一般的には許容されるものと解する。
 - ア 衆議院名簿届出政党等のビラに、当該政党等の政策を掲げ、比例代表選挙における当該政党等への投票を依頼する旨を記載し、併せて、重複立候補者を含む衆議院名簿掲載者の氏名、写真を掲載して、その紹介を行うこと。
 - イ 衆議院名簿届出政党等が開催する政党等演説会において、重複立候補者である衆議院名簿掲載者が演説し、比例代表選挙での当該政党等への投票依頼と併せて、小選挙区選挙での自己への投票を依頼すること。
 - ウ 衆議院名簿届出政党等の自動車の車上から、比例代表選挙での当該政党等への投票依頼と併せて、小選挙区選挙での当該政党等の届出候補者への投票を依頼すること。
- (4) 一方、次のような行為は、一般的には許されないであろう。
 - ア 衆議院名簿届出政党等のポスターに、当該政党等の名称及び当該小選挙区における届出候補者（重複立候補者）の氏名、写真のみを記載して、掲示すること（主が小選挙区、従が比例代表となる形態のもの）。
 - イ 衆議院名簿届出政党等の政見放送において、重複立候補者がもっぱら小選挙区選挙での自己への投票依頼を行うこと。

32 法定選挙費用

(法定選挙費用の制限は、小選挙区選挙の候補者届出政党が行う選挙運動及び比例代表選挙には適用されない。)

- 1 法定選挙費用とは、公職選挙法によって定められた、選挙運動（専ら在外投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）のために支出し得る金額の最高限度をいう。これを超えて選挙運動のために支出すれば、当選を無効とするというような制裁が科される。

小選挙区選挙の場合、法定選挙費用額は次の算式によって算出された額であり、選挙の期日の公示があった後、都道府県の選挙管理委員会が直ちに告示することとされている。

$$\text{法定選挙費用額} = \text{「公示日における選挙人名簿登録者数」} \times \text{人数割額 (15円)} + \text{固定額1,910万円 (次の表に掲げる選挙区にあつては2,130万円又は2,350万円)}$$

選挙区	固定額
北海道第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第11区及び第12区、岩手県第2区、新潟県第2区及び第6区、岐阜県第4区、兵庫県第5区及び第9区、島根県第1区、香川県第1区、愛媛県第2区並びに鹿児島県第4区	2,130万円
長崎県第3区、鹿児島県第2区及び沖縄県第4区	2,350万円

- 2 選挙運動のための支出とされるものには、実質上選挙運動である行為のほか、立候補のための準備行為に要した支出も、すべて含まれる。

ただし、次に掲げるものは、選挙運動のための支出には含まれない。

- (1) 立候補の準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者以外の者が、これらの者と意思を通じないで行った支出
- (2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じないで行った支出
- (3) 候補者が乗用する自動車、船舶、航空機等の交通機関の利用のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 候補者届出政党が行う選挙運動（専ら衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。）のために要した支出
- (7) いわゆる選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は、当然選挙運動費用ではないと解されている。

- 3 小選挙区選挙の候補者が行う選挙運動については、出納責任者が、法定選挙費用を

超えて支出し、又は支出させたときは、出納責任者は処罰され、連座制の規定の適用を受ける。

以上の制度の担保として、出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を選挙日から一定期日までに都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならないものとされ、都道府県の選挙管理委員会は、その報告書の要旨を公表し、報告書を閲覧に供することとされている。

33 出納責任者

(出納責任者の制度は、小選挙区選挙の候補者届出政党が行う選挙運動及び比例代表選挙には適用されない。)

小選挙区選挙の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の一切の責任を負うべき人が出納責任者である。すべての小選挙区選挙の候補者の選挙運動に関する費用は、この出納責任者でなければ支出することができない。ただし、立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出並びに出納責任者の文書による承諾を得た者のする支出についてはこの限りでない。

出納責任者は、一般的には候補者が選任するのであるが、候補者自身ができるし、候補者届出政党又は推薦届出者が候補者の承諾を得て選任することもできるし、推薦届出者が候補者の承諾を得て自らなることもできる。

出納責任者が選任されたときは、その選任者は、直ちに、出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日、選任年月日及び候補者の氏名を記入した文書を、都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないこととされている。この場合において、候補者届出政党又は推薦届出者が選任した場合には、候補者の承諾を得たことを証すべき書面を添えなければならない。

この届出がなされないうちは、出納責任者としての権限は行使できない。

34 個人献金に対する税制上の優遇措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合に、一定の要件に該当するものについては、租税特別措置法の定めるところにより所得税の優遇措置を講ずることとされている。この優遇措置は、今回の総選挙における個人の候補者や政党等に対する寄附についても適用される。

所得税の優遇措置としては次の2つがある。

1 所得控除制度

次の(1)及び(2)の寄附は、所得税法上の「特定寄附金」とみなされ、他の特定寄附金との合計額から2,000円を控除した金額が所得の額から控除される。

- (1) 政党、政治資金団体、その主宰者又は主要な構成員が国会議員である特定の政治団体、衆議院議員等又はその候補者の後援団体等法律で定める一定の政治団体に対する寄附
- (2) 衆議院議員等の候補者として立候補の届出をし、又は推薦届出をされた者の選挙運動に関する寄附

2 税額控除制度

政党及び政治資金団体に対する寄附から2,000円を控除した金額の30%が、所得税の額から控除される。これについては、寄附者は、1の所得控除あるいは2の税額控除のいずれかを選択して優遇措置を受けることができるものである。

ただし、政治資金規正法の規定に違反する寄附や、寄附者に特別の利益が及ぶと認められる寄附は、1及び2の対象から除外される。また、寄附者の氏名、住所等が政治資金規正法又は公職選挙法の規定による収支報告書に報告されていることが必要である。

また、これらの優遇措置を受けようとする寄附者は税務署に確定申告をする必要があるが、その際、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けた寄附金控除のための書類を添付することとされている。

35 選挙運動期間以外の期間についての候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限

政治活動は、理論的には選挙運動と区別されるべきものであり、選挙運動にわたらない純然たる政治活動は本来自由であるべきものではあるが、金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図るため、候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「候補者等」という。）や後援団体の政治活動用文書図画の掲示については、次のように規制されている。

1 次の(1)及び(2)に掲げる政治活動用文書図画は、次の2に掲げるもの以外は、何人も掲示してはならないとされている。

(1) 候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する当該候補者等の政治活動用文書図画

(2) 後援団体の名称を表示する当該後援団体の政治活動用文書図画

2 1に掲げる政治活動用文書図画のうち、次の①から③に掲げるものは掲示禁止の対象とはされていない。

① 立札及び看板の類で、次の(ア)及び(イ)に掲げる総数の範囲内で、かつ、候補者等又は後援団体の政治活動用の事務所ごとに、その場所において通じて2を限り、掲示されるもの（2を超えることや事務所以外の場所に掲示することはできない。）

(ア) 候補者等又は後援団体が小選挙区選挙に係るものにあつては、候補者等1人につき10、後援団体のすべてを通じ15。

(イ) 候補者等又は後援団体が比例代表選挙に係るものにあつては、候補者等1人又は後援団体のすべてを通じ、当該選挙区の区域内の小選挙区選挙の選挙区の数11から13の場合は候補者等にあつては22、後援団体にあつては33、13を超える場合はその2を増すごとに候補者等にあつては2を22に加えた数、後援団体にあつては3を33に加えた数。ただし、一の小選挙区選挙の選挙区の区域においては(ア)に定める数を超えることができない。

なお、候補者等がいわゆる重複立候補が予定されている者である場合には、当該候補者等は比例代表選挙のみに係るものと、当該候補者等に係る後援団体は、比例代表選挙における候補者等のみに係るものとみなして、(イ)により取り扱うこととされている。

この立札及び看板の類は、大きさは縦150センチメートル、横40センチメートルを超えてはならないとされており、かつ、小選挙区選挙に係るものにあつては都道府県の選挙管理委員会の、比例代表選挙に係るものにあつては中央選挙管理会の定めるところの表示をしたものでなければならないとされている。

なお、広告塔のようなものは立札、看板の類には当たらないから使用できない。

② ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの（いわゆる裏打ちポスター）以外のもの

(候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び選挙前の一定期間に当該選挙区内に掲示されるものを除く。)

したがって、ポスターについては、例えばベニヤ板とかプラスチック板などで裏打ちをし掲示するもの及び「〇〇後援会連絡所」等と表示したステッカーや「〇〇後援会会員」等と表示したステッカーは違反となる。

なお、裏打ちしていないポスターであっても、これを掲示する場合には、必ずその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。さらに、衆議院議員総選挙の場合は、衆議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間、当該選挙区内に掲示することができないものとされている。今回の衆議院議員総選挙については、平成29年9月28日が衆議院の解散の日であるので、その翌日、すなわち9月29日から掲示禁止期間に入っているところである。

③ 政治活動のための演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場においてその開催中使用されるもの

なお、以上の①から③までに掲げる政治活動用文書図画についても、その氏名の記載状況等の内容や掲示の具体的な態様により、選挙運動にわたることとなるものについては、事前運動の禁止に関する違反等として規制を受けることになる。

36 政党その他の政治活動を行う団体の衆議院の選挙における政治活動

- 1 公職選挙法上「政党その他の政治団体」とは、政治資金規正法にいうのと同じく、政治上の主義、施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、若しくは特定の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体又はこれらの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいうものとされているが、選挙時にその政治活動が規制される「政党その他の政治活動を行う団体」には、これらのほか、本来の目的は別にあるが、先に述べたような政治的な目的をもあわせ有する団体も含むものとされている。
- 2 政党その他の政治活動を行う団体が行う政治活動（選挙運動でない政治活動をいう。）は、もともと自由に行われるべきものであるが、公職選挙法では、選挙に与える影響力を考慮して、衆議院議員総選挙の公示の日から選挙の当日までの間は、その政治活動のうち、次に掲げるものについては一般に禁止されている。ただし、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、選挙運動として許される態様、方法において、このような規制を受ける政治活動を行うことができる。
 - (1) 政談演説会及び街頭政談演説の開催
 - (2) ポスター（政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものを含む。）の掲示
 - (3) 立札及び看板の類（政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものを含む。）の掲示。ただし、政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示することはできる。
 - (4) ビラ（これに類する文書図画や、政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものを含む。）の頒布
 - (5) 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車、船舶及び拡声機の使用
- 3 衆議院議員総選挙の期日の公示よりも前に、政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動用ポスターを掲示することは、それが当該団体の政治活動用であると認められる限り自由であるが、当該ポスターに氏名又は氏名類推事項が掲載されている者が衆議院議員総選挙における候補者になったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない。
- 4 以上が公示日から選挙の当日までの間において政党その他の政治活動を行う団体に加えられる規制であるが、そのほかに、次のことはすべての政党その他の政治活動を行う団体が公示日から選挙の当日までの間行ってはならない。ただし、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が、公職選挙法第13章の規定により認められた選挙運動の手段を用いて、選挙運動を行うことを妨げるものではない。
 - (1) 連呼行為をすること。

- (2) 掲示したり頒布したりする文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、当該選挙区の特定の候補者（衆議院名簿登載者を含む。）の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布すること（ただし、これらの建物であっても、郵便等又は新聞折込みによって頒布する場合には許される。）。

37 国外における選挙運動・政治活動

1 国外における選挙運動

国外における選挙運動については、国外では選挙公営を実施しえないことから、選挙運動を規制することにより選挙人から候補者・政党等の選択に必要な情報を得る機会を奪うことにもなりかねないこと、また、規制の実効を期しがたいことから、国内法令上は原則として規制をしないこととされている。また、国外においては、選挙運動期間についても規制は行われていない。

ただし、公職選挙法違反の罪のうち、買収罪、選挙運動の自由妨害罪、投票干渉・詐欺投票罪、公務員等の選挙犯罪等の選挙の自由と公正を確保するため特に国外犯処罰が不可欠な罪については、日本国外で犯した場合にも処罰することとされる国外犯として指定されている。また、国外犯として指定されていない行為についても、犯罪構成要件に該当する事実の一部が国内にあるときには、国内犯として処罰される。

2 国外における政治活動

国内においては、公職選挙法において、選挙運動期間中における政治活動の規制や平常時における政治活動のために使用される文書図画の掲示についての規制がされているが、これらの規制は国外においては適用されない。

買収罪については、公職選挙法の第221条から第223条の2までに規定している。その内容は相当に複雑であるので、ここでは、典型的な買収罪である第221条第1項第1号の買収罪について述べる。

☆ 参考

(買収罪)

第 221条 次の各号に掲げる行為をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

1 買収罪は、選挙犯罪のうちでも最も代表的かつ最も悪質なものである。選挙は、本来選挙人の自由な意思の表明によって行わなければならないものであるが、買収は、不法不正な利益の授受によってこれを歪曲しようとするものであるからである。

買収罪は、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、公私の職務の供与、供応接待等の買収行為が特定の候補者や候補者となろうとする者の当選を図る目的で、あるいは当選させない目的でなされたときに成立する。

(1) 買収行為の主体については法文上は必ずしも明らかではないが、何人であっても買収を行うと処罰されるものと解されている。

(2) 買収されるものは、選挙人又は選挙運動者である。

ア 選挙人とはその選挙において選挙権を行使できる者（一般的には選挙人名簿に登録されている者）をいう。

イ 選挙運動者とは、特定の候補者に当選を得させる目的をもって現に選挙運動に従事する者だけでなく、単に選挙運動を依頼された者、反対派の選挙運動の監視を依頼された者、演説妨害の排除を依頼された者等も含まれる（単に機械的な労務又は事務のみに従事する者を除く。）。これらの者に対して報酬を提供すれば、特に公職選挙法で報酬の支給が認められている場合を除き、一般的には選挙運動者に対する買収罪の推定を受けることとなる。

2 買収罪を構成する行為の内容は (1)金銭、物品その他の財産上の利益、若しくは、(2)公私の職務を、(ア)供与し、(イ)供与の申込みをし、あるいは、(ウ)供与の約束をし、又は (3) (ア)供応接待をし、(イ)その申込みをし、あるいは (ウ)その約束をすることである。

- (1) 「財産上の利益」とは、およそ人の需要又は欲望を満足させるに足りるものであって財産上の価値を有すれば足りるものとされ、また、客観的に無価値なものであっても受ける者にとって財産上の価値があればよいとされる。要するに、財産上の利益とは、その供与される利益が社会一般の常識としての社交上の当然の儀礼と認められる程度を超えたものあるいは選挙人又は選挙運動者の心を動かしうると認められる程度のものをいい、これらの程度は、供与する者と供与される者との関係や供与される者の社会的境遇、土地の習慣等によって異なるものと考えられ、これらの点を総合判断して考えるほかない。
- (2) 公私の職務の供与とは、その職務について選任権を有する者がその職務権限に基づいて職務を供与することはもちろん、その職務について選任権を有しない者が買収の相手方に対して職務の供与を申し込み、しかも、社会通念からして相手方をしして当該申込みのあった職務に就かせることを期待せしめ得る場合においても該当するものである。
- (3) 「供応接待」とは、酒食を与えたり、芝居や遊覧旅行に招待したりして相手方に慰安や快樂を与えることである。

39 連 座 制

1 総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合－連座制その1

(1) 要件

総括主宰者、出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて法定選挙費用の上限額の半額以上を支出した者を含む。）又は地域主宰者（選挙区を3以内の地域に分けて選挙運動をした場合において、そのうち1又は2の地域において選挙運動を主宰すべき者として候補者又は総括主宰者により定められ、かつ、その地域において選挙運動を主宰した者をいう。）が、第221条（買収及び利害誘導罪）、第222条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第223条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第223条の2（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）、又は出納責任者が第247条（選挙費用の法定額違反）の罪を犯し刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）

(2) 効果

ア 当選が無効とされる。

イ 同じ選挙で同一の選挙区から5年間立候補が禁止される。

ウ 重複立候補者で小選挙区選挙で連座制が適用されたものは、比例代表選挙の当選も無効となる。

(3) 立候補制限の免責

総括主宰者等の買収罪等に該当する行為が、いわゆるおとり（連座制が適用されることにより当選を無効とさせ又は立候補制限に陥れることを目的として、他の候補者の陣営と意思を通じて、連座対象者（当該総括主宰者等）を誘導し又は挑発して、当該総括主宰者等に買収罪等の罪を犯させること。以下同じ。）又は寝返り（連座制が適用されることにより当選を無効とさせ又は立候補制限に陥れることを目的として、連座対象者（当該総括主宰者等）が他の候補者の陣営と意思を通じて、買収罪等の罪を犯すこと。以下同じ。）の場合は、当選は無効となるが、立候補制限及び重複立候補者に係る連座制の効果は生じない。

2 候補者や立候補予定者の親族、秘書等の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合－連座制その2

(1) 要件

候補者や立候補予定者の父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹又は候補者や立候補予定者の秘書（秘書と推定される者、すなわち、秘書という名称又はこれに類似する名称を使用する者で候補者や立候補予定者がこれらの名称の使用を承諾し又は容認している場合を含む）で、候補者、立候補予定者、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をしたものが、第221条（買収及び利害誘導罪）、第222条

(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第223条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第223条の2(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合(執行猶予を含む。)

(2) 効果

ア 当選が無効とされる。

イ 同じ選挙で同一の選挙区から5年間立候補が禁止される。

ウ 重複立候補者で小選挙区選挙で連座制が適用されたものは、比例代表選挙の当選も無効となる。

(3) 立候補制限の免責

親族、秘書等の買収罪等に該当する行為が、いわゆるおとり又は寝返りの場合は、当選は無効となるが、立候補制限及び重複立候補者に係る連座制の効果は生じない。

3 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合—連座制その3

(1) 要件

組織的選挙運動管理者等(候補者や立候補予定者と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他選挙運動の管理を行う者)が、第221条(買収及び利害誘導罪)、第222条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第223条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第223条の2(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合(執行猶予を含む。)

☆ 組織を活用して選挙運動を行う政党、後援会、労働組合、宗教団体、同窓会などの上層部はもちろん、地域支部、職域支部、青年部、婦人部における選挙運動において、選挙運動全体の計画をたてる人、ピラ配りの計画をたてる人、電話作戦に当たる人の指揮監督を行う人、選挙運動事務従事者への弁当の手配などの管理を行う人なども、組織的選挙運動管理者等に該当するとされる。

また、候補者や立候補予定者と組織の総括者との間で選挙運動が組織により行われることについて意思の連絡があれば足り、候補者や立候補予定者と組織的選挙運動管理者等との間で直接意思の連絡は必要ではないとされる。

(2) 効果

ア 当選が無効とされる。

イ 同じ選挙で同一の選挙区から5年間立候補が禁止される。

ウ 重複立候補者で小選挙区選挙で連座制が適用されたものは、比例代表選挙の当選も無効となる。

(3) 免責

組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為が、いわゆるおとり若しくは寝返りにより行われた場合、又は候補者や立候補予定者であった者が、組織的選挙運動管理者等が買収罪等に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかった場合は、当選無効及び立候補制限共に免責される。

4 公務員等の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合－連座制その4

(1) 要件

国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立法人の役員又は公庫の役員（公職にある者を除く。以下「公務員等」という。）であった者が、公務員等の職を離れた日以後3年以内に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙のうち、一番初めに立候補した衆議院議員又は参議院議員の選挙において当選人となった場合において、次のアからウまでに掲げる者が、その当選人のために行った選挙運動又はこれに類似した行為に関し、第221条（買収及び利害誘導罪）、第222条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第223条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第223条の2（新聞紙、雑誌の不法利用罪）、第225条（選挙の自由妨害罪）、第226条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第239条（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）第1項第1号、第3号若しくは第4号又は第239条の2（公務員等の選挙運動等の制限違反）の罪を犯し刑に処せられた場合

ア その当選人の在職した公務員等の職（その者がその公務員等の職を離れた日以前3年間に在職したものに限る。）と同一の職にある公務員等又はその当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で、その当選人から当該選挙に関し、指示又は要請を受けたもの

イ その当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で、その当選人に係るアに掲げる者から当該選挙に関し、指示又は要請を受けたもの

ウ その当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立法人の役員又は公庫の役員（公職にある者も含まれる）で、その当選人又はその当選人に係るア又はイに掲げる者から当該選挙に関し、指示又は要請を受けたもの

(2) 効果

当選が無効とされる。

（立候補制限はかからない）

5 比例代表選挙については、1～4に掲げる連座制は適用されない。

6 選挙犯罪等についての少年法の特例

年齢満18年以上満20年未満の者については、家庭裁判所は、当分の間、その者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、犯行の動機、態様等の事情を考慮して刑事処分以外の措置を相当と認めるときを除き、検察官への送致の決定をしなければならないものとされている。

また、家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければ

ならないものとされている。

40 総選挙後の政党交付金の再算定

1 政党交付金を受けるための届出

総選挙が行われた場合は、政党交付金の交付を受けようとする政党は、選挙基準日（解散による総選挙の場合は選挙期日の翌日）現在における次の（1）～（7）の事項等を、選挙基準日の翌日から起算して15日以内に総務大臣に届け出なければならない。

- （1） 名称及び略称
- （2） 主たる事務所の所在地
- （3） 代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名等
- （4） 会計監査を行うべき者の氏名等
- （5） 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名等
- （6） 当該総選挙の小選挙区選挙及び比例代表選挙並びに前回及び前々回の通常選挙の比例代表選挙及び選挙区選挙における当該政党のそれぞれの得票総数
- （7） 支部の数、その名称、主たる事務所の所在地等
- （8） 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
- （9） 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書
- （10） 所属する衆議院議員又は参議院議員として記載されることについての承諾書等

※なお、選挙基準日が12月に属する場合には、再算定に基づき交付すべき金額が存在しないことから、再算定は行われず、選挙基準日現在による届け出は不要である。

2 政党交付金の再算定

総選挙が行われた場合、1の届出に基づき政党交付金の再算定を行う。具体的には、以下の算式により本年の政党交付金の額が改められる。

$$\text{各政党の政党交付金の額} = A \times X \times 1/12 + B \times (12 - X) \times 1/12$$

A = 本年1月1日現在で算定したその政党の1年分の政党交付金の額

B = 選挙基準日現在で算定したその政党の1年分の政党交付金の額

X = 1月から選挙基準日の属する月までの月数

3 平成29年分政党交付金の交付について

平成29年分の政党交付金については、1月1日現在で算定した額から本年既に交付した額を控除した残額の2分の1を10月20日に、総選挙後に再算定した額から本年既に交付した額を控除した残額を12月20日に、それぞれ各政党に対して交付する。